

法科大学院（法曹養成制度）の評価
に関する研究会報告書

平成 22 年 12 月

法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会

はじめに

法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度は、21世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹を養成するとの司法制度改革審議会意見書（平成13年6月）の提言を受け、司法制度改革推進法、司法制度改革推進計画、法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律、学校教育法、司法試験法、裁判所法等の関係法令の整備を経て、導入されたものである。

平成16年4月から法科大学院の学生の受入れが開始され、18年に最初の法科大学院修了生が新司法試験を受験し、その合格者は1年間の司法修習を経て、19年12月に新たな法曹養成制度の下での初めての法曹が誕生している。

しかしながら、新たな法曹養成制度については、政府が掲げた法曹人口の拡大目標（平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度）の未達成、司法試験の合格率の低迷、法曹資格取得者の就職困難等を背景に、法科大学院の適性試験の志願者や法科大学院の入学志願者が年々減少していることなどから、制度導入時の理念の実現に懸念が示され、制度の抜本的見直しの必要性が指摘されている。

総務省では、このような状況を踏まえ、政務三役及び有識者による「行政評価機能強化検討会」でのオープンな議論を経て、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等による政策評価」を22年度の行政評価局の調査テーマに選定するとともに、実施に当たっては、有識者による研究会を開催し、当該テーマの調査・評価の在り方、方法等を検討することとした。

そして、平成22年5月に、総務大臣政務官が主宰する「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会」（以下「研究会」という。）を開催し（開催目的、構成員等は、資料1参照）、法科大学院（法曹養成制度）の在り方をめぐるこれまでの経緯や各方面の指摘・課題等を把握・分析し、総務省が行う政策評価の在り方、方法等について、法科大学院の学生・教官、新司法試験の合格者・不合格者、新たな法曹養成制度を経た弁護士等からのヒアリングを含め、8回にわたって検討を行った（検討経過は資料2参照）。

この報告書は、研究会の検討結果を取りまとめたものである。研究会の検討結果を踏まえ、総務省が、政策の所管府省とは異なる第三者的立場から、評価専門機関として、全国調査網等を活用して収集した実証データを基に政策の総合性を確保するための評価を行い、関係府省における政策の見直しに資することを期待する。

目 次

第1	法曹人口の拡大と法曹養成制度の改革の理念と現在の状況	1
1	法曹人口の拡大	1
(1)	審議会意見書等に示された理念	1
(2)	現在の状況	1
2	法曹養成制度の改革	2
(1)	新たな法曹養成制度の整備	2
(2)	法科大学院	2
ア	入学者選抜	2
イ	教育内容及び教育方法	4
ウ	教員組織	6
エ	設立手続	7
オ	第三者評価（適格認定）	8
(3)	新司法試験	9
第2	法務省及び文部科学省の取組	12
1	「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」の検討	12
2	文部科学省の法科大学院の教育の質の向上を目指した取組	14
第3	研究会での指摘	16
第4	総務省が行う政策評価の在り方、方法等について	25
1	評価の目的	25
2	評価の対象とする政策	26
3	評価の観点	26
4	評価の方法	27
(1)	評価の方式	27
(2)	評価の手法	27
別紙1	法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策の体系 （イメージ）（未定稿）	29
別紙2	「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価」 の評価チャート（未定稿）	30

第1 法曹人口の拡大と法曹養成制度改革の理念と現在の状況

1 法曹人口の拡大

(1) 審議会意見書等に示された理念

平成13年6月に取りまとめられた司法制度改革審議会意見書（以下「審議会意見書」という。）は、「今後、国民生活の様々な場面における法曹需要は、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想される。その要因としては、経済・金融の国際化の進展や人権、環境問題等の地球的課題や国際犯罪等への対処、知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争の増加、「法の支配」を全国あまねく実現する前提となる弁護士人口の地域的偏在の是正（いわゆる「ゼロ・ワン地域」の解消）の必要性、社会経済や国民意識の変化を背景とする「国民の社会生活上の医師」としての法曹の役割の増大など、枚挙に暇がない。これらの諸要因への対応のためにも、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題である。」としている。

その上で、審議会意見書は、「法曹人口については、計画的にできるだけ早期に、年間3,000人程度の新規法曹の確保を目指す必要があると考える。具体的には、・・・現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手することとし、・・・さらに、・・・法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、新制度への完全な切替えが予定される平成22(2010)年ころには新司法試験の合格者数を年間3,000人とすることを目指すべきである。このような法曹人口増加の経過を辿るとすれば、おおむね平成30(2018)年ころまでには、実働法曹人口は5万人規模（法曹1人当たりの国民の数は約2,400人）に達することが見込まれる。」としている。

審議会意見書を受け、司法制度改革推進計画（平成14年3月閣議決定）において「現在の法曹人口が、我が国社会の法的需要に十分対応することができていない状況にあり、今後の法的需要の増大をも考え併せると、法曹人口の大幅な増加が急務となっているということ踏まえ、司法試験の合格者の増加に直ちに着手することとし、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指す。」とした。

(2) 現在の状況

① 新司法試験の合格者数の推移をみると、平成18年が1,009人、19年が1,851人、20年が2,065人、21年が2,043人、22年が2,074人となっている。また、新旧司法試験の合格者数の合計では、平成18年が1,558人、19年が2,099人、20年が2,209人、21年が2,135人、22年が2,133人となっている。このように、

上記閣議決定で定めた「平成 22 年ころには司法試験の合格者数を年間 3,000 人程度とすることを旨とする」との目標は、平成 22 年においては達成できなかった。(資料 3)

- ② 法曹人口は、平成 22 年現在、裁判官 2,805 人、検察官 1,806 人、弁護士 28,828 人、計 33,439 人となっている。(資料 4)

2 法曹養成制度の改革

(1) 新たな法曹養成制度の整備

(審議会意見書等の理念)

審議会意見書は、従来の制度の問題点として、「現行の司法試験は・・・受験者の受験技術優先の傾向が顕著となってきたこと、大幅な合格者数増をその質を維持しつつ図ることには大きな困難が伴うこと等の問題点が認められ(る)」とし、また、「大学における法学教育は、基礎的教養教育の面でも法学専門教育の面でも必ずしも十分なものとは言えなかった上、学部段階では一定の法的素養を持つ者を社会の様々な分野に送り出すことを主たる目的とし、他方、大学院では研究者の養成を主たる目的としてきたこともあり、法律実務との乖離が指摘されるなど、プロフェッションとしての法曹を養成するという役割を適切に果たしてきたと言い難いところがある。しかも、・・・学生が受験予備校に大幅に依存する傾向が著しくなり、「ダブルスクール化」、「大学離れ」と言われる状況を招いており、法曹となるべき者の資質の確保に重大な影響を及ぼすに至っている。」としている。

そして、「前記のような現行制度の問題点を克服し、司法(法曹)が 21 世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立するためには、・・・司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備することが不可欠である。そして、その中核を成すものとして、・・・法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設けることが必要かつ有効であると考えられる。」としている。

(2) 法科大学院

ア 入学者選抜

(ア) 審議会意見書等の理念

審議会意見書は、「入学者選抜は、公平性、開放性、多様性の確保を旨とし、入学試験のほか、学部における学業成績や学業以外の活動実績、社会人として

の活動実績等を総合的に考慮して可否を判定すべき」、「21世紀の法曹には、経済学や理数系、医学系など他の分野を学んだ者を幅広く受け入れていくことが必要である。社会人等としての経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、・・・法学部以外の学部の出身者や社会人等を一定割合以上入学させるなどの措置を講じるべきである。その割合は、入学志願者の動向等を見定めつつ、多様性の拡大を図る方向で随時見直されることが望ましい。」、「入学試験においては、・・・全ての出願者について適性試験を行い・・・」としている。

法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律（以下「連携法」という。）第2条第1号では、「法科大学院において、・・・入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行・・・うこと」を法曹養成の基本理念の一つとしている。

審議会意見書を受け、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号。以下「設置基準」という。）に基づき定められた文部科学省告示（平成15年文部科学省告示第53号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）。以下「文科省告示」という。）において、「法科大学院は、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう努めるものとする。」としている。

（イ）現在の状況

① 法科大学院適性試験は、これまで2つの主催団体（（独）大学入試センター及び（財）日弁連法務研究財団）により実施されてきている。その志願者数は、制度が発足した平成15年度は前者が39,350人、後者が20,043人であったが、減少傾向にあり、22年度は前者が8,650人（△78%）、後者が7,820人（△61%）となっている。（資料5）

なお、平成23年度からは、「法科大学院全国統一適性試験」に統一されることになっている。

② 法科大学院の志願者数は、制度が発足した平成16年度は延べ72,800人であったが、減少傾向にあり、22年度は延べ24,014人（△67%）となっている。（資料6）

③ 法科大学院入学者に占める法学部以外の学部の出身者及び社会人の割合は、制度が発足した平成16年度は前者が34.5%、後者が48.4%であったが、減少傾向にあり、22年度は前者が21.1%（△13.4ポイント）、後者が24.1%（△24.3ポイント）となっている。（資料3）

④ 法科大学院の入学者選抜の競争倍率（合格者数÷受験者数）の平均は、制度が発足した平成16年度は4.45倍であったが、減少傾向にあり、22年度は

2.75倍で、入学定員を削減したにもかかわらず前年度を下回る結果となっている。(資料6)

平成22年度の状況について、法科大学院別にみると、文部科学省(中教審)が示している相応の競争原理が働き、適正な入学者選抜が確保できると考えられる最低限の競争倍率2倍の目安を下回っているところが40校あり、そのうち最も競争倍率の低い大学院(龍谷大法科大学院)は1.06倍であった。このほか、入学者選抜の結果、合格者がゼロとなった法科大学院が1校(姫路獨協大学法科大学院)あり、同校は、平成23年度以降学生募集を停止している。(資料7)

- ⑤ 平成22年度の募集人員に対する入学者数の割合を法科大学院別にみると、100%以上が11校、71%から99%が31校、50%から70%が19校、30%から49%が7校、30%未満が6校となっている。(資料7)

イ 教育内容及び教育方法

(ア) 審議会意見書等の理念

審議会意見書は、法科大学院の教育内容について、「実務上生起する問題の合理的解決を念頭に置いた法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分(例えば、要件事実や事実認定に関する基礎的部分)をも併せて実施することとし、体系的な理論を基調として実務との架橋を強く意識した教育を行うべきである。」としている。教育方法(授業方式)については、「講義方式や少人数の演習方式、調査・レポート作成・口頭報告、教育補助教員による個別的学习指導等を適宜活用することとする。とりわけ少人数教育を基本とすべきである。また、法科大学院での授業は一方的なものであってはならず、双方向的・多方向的で密度の濃いものとし、・・・なるべく集中的に行うこととすべきである。」としている。さらに、「法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度(例えば約7～8割)の者が新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきである。厳格な成績評価及び修了認定については、それらの実効性を担保する仕組みを具体的に講じるべきである。」としている。

連携法(第2条第1号)では、「法科大学院において、法曹の養成のための中核的な機関として、・・・少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力(弁論の能力を含む。)並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと」を法曹養

成の基本理念の一つとしている。

さらに、規制改革推進のための3か年計画（再改定）（平成21年3月閣議決定）等において、「法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約7～8割）の者が新司法試験に合格できるよう努める。」としている。

（イ）現在の状況

- ① 法科大学院全体の標準修業年限での修了認定率は、文部科学省の調査結果によれば、平成18年度修了者が80.6%、19年度修了者が80.2%、20年度修了者が78.6%、21年度修了者が75.9%となっている。
- ② 新司法試験の合格率（合格者数÷受験者数）は、法学既修者のみが受験した平成18年は48.3%であったが、法学未修者が加わった19年は40.2%、20年は33.0%、21年は27.6%と減少傾向にあり、22年は過去最低の25.4%となっている。（資料8）
- ③ 平成22年の新司法試験の合格率を法科大学院別にみると、相当な格差が生じており、最も高いのは慶應義塾大法科大学院の50.4%、次いで、一橋大法科大学院が50.0%、東京大法科大学院が48.9%、京都大法科大学院が48.7%等となっているほか、17法科大学院が合格率10%未満で、そのうち2法科大学院は合格率0%となっている。（資料9）
- ④ 法学既修者及び法学未修者の新司法試験合格率を、新規修了者についてみると、法学既修者は、平成18年が48.3%、19年が47.1%、20年が51.3%、21年が48.7%、22年が46.4%と、毎年50%前後で推移している。他方、法学未修者は、平成19年が32.3%、20年が23.7%、21年が22.2%、22年が21.0%と減少傾向にある。（資料10）
- ⑤ 新司法試験の合格者に占める非法学部出身者の人数及び割合をみると、法学既修者のみが受験した平成18年は116人（11.5%）、法学未修者が加わった19年は412人（22.3%）、20年は447人（21.6%）、21年は426人（20.9%）、22年は395人（19.0%）と漸減傾向にある。（資料11）

これを旧司法試験の場合と比べると、平成13年から17年までの非法学部出身者の割合は約13%から18%の間で推移しており、司法試験の合格者に占める非法学部出身者の割合は、新司法試験の方が若干上回る状況となっている。（資料11）
- ⑥ 修了年度別の累積の合格者の割合は、平成22年の新司法試験が終了した時点で、17年度修了者（法学既修者のみ）が71.5%（受験者実数2,122人、合格者数1,518人）、18年度修了者が51.1%（受験者実数4,241人、合格者

数 2,167 人) となっている。(資料 12)

- ⑦ 5 年間に 3 回という受験回数制限の下、受験資格を喪失した者の数は、平成 22 年の新司法試験が終了した時点で、1,737 人となっている。(資料 12)

受験資格を喪失した者の中には、受験資格を得るため、再度法科大学院に入学している者も現れている。なお、法科大学院の中には、出願資格として、「日本国内の法科大学院を修了し「法務博士(専門職)」の学位を有する者の入学は認めない」こととしているものもある。

- ⑧ 法科大学院修了者の中には、新司法試験を受験しない者も現れている(平成 17 年度修了者 2,176 人中 54 人(平成 22 年の新司法試験終了時))。(資料 12)

ウ 教員組織

(ア) 審議会意見書等の理念

審議会意見書は、法科大学院の教員組織については、「少人数で密度の濃い教育を行うのにふさわしい数の専任教員等を確保すべきである。」とし、「法科大学院は、法曹養成に特化して法学教育を高度化し、理論的教育と実務的教育との架橋を図るものであるから、実務家教員の参加が不可欠である。・・・実務家教員の数及び比率については、法科大学院のカリキュラムの内容や新司法試験実施後の司法修習との役割分担等を考慮して、適正な基準を定めるべきである。・・・実務家教員の任用を容易にするため、弁護士法や公務員法等に見られる兼職・兼業の制限等について所要の見直し及び整備を行うべきである。」としている。また、「教員資格に関する基準は、教育実績や教育能力、実務家としての能力・経験を大幅に加味したものとすべきである。・・・教員候補者の教育能力、教育意欲及び教育実績を重視した採用に努める」としている。

審議会意見書を受け、文科省告示において、「専攻ごとに置くものとされる専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。」としている。

(イ) 現在の状況

- ① 法科大学院における専任教員の配置状況をみると、平成 20 年 4 月現在、法科大学院全体では、基準専任教員数 1,288 人を上回る 1,721 人が配置されており、そのうち 562 人が実務家教員となっている。(資料 13)

基準専任教員数に対する実務家教員数の割合は、平成 20 年 4 月現在 43.6%、22 年 4 月現在 43.4%となっており、いずれも、文科省告示の定める目標をクリアーしている。(資料 3)

- ② 「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に

関する法律」(平成 15 年法律第 40 号)に基づき、裁判官、検察官及び一般職の国家公務員の法科大学院への教員派遣も進められており、平成 21 年度は、裁判官が 74 人(パートタイム型)、検察官が 31 人(フルタイム型 21 人、パートタイム型 10 人)、一般職の国家公務員が 5 人(パートタイム型)となっている。(資料 14)

- ③ 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会が平成 21 年 4 月にとりまとめた「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」(以下「平成 21 年中教審報告」という。)によれば、「認証評価機関による評価では、複数の法科大学院において、法律基本科目の専任教員の一部が適切に配置されていないことや、教員の年齢構成の偏りについて指摘されている。」とし、「法科大学院の教育上主要な科目について、年齢構成にも配慮しながら、適切に専任教員を配置し、十分な教育体制を確保すべきである。」、「平成 25 年度まで認められている学部等との専任教員数のダブルカウントの暫定措置については、延長しないこととする。各法科大学院においては、可能な限り早いうちに自主的にこれを解消することが望まれる。」としている。

また、「入学定員 50 人以下の比較的小規模な法科大学院は 36 校で・・・これらの小規模の法科大学院、特に地方の法科大学院の中には、入学志願者の確保や単独で質の高い教員が十分確保できず、充実した法律基本科目や幅広い展開・先端科目の提供が困難となるなど、教育水準の継続的・安定的な保証について懸念が生じている場合も見られる・・・このような法科大学院については、他の法科大学院との間で教育課程の共同実施・統合等を図るなど、教育体制の抜本的見直しを積極的に検討する必要がある。」としている。

エ 設立手続

(ア) 審議会意見書等の理念

審議会意見書は、「法科大学院の設置は、関係者の自発的創意を基本としつつ、設置基準を満たしたものを認可することとし、広く参入を認める仕組みとすべきである。ただし、その基準は、法曹養成の中核的機関としての使命にふさわしいものでなければならない。」としている。

(イ) 現在の状況

- ① 文部科学省は、修業年限 3 年(法学既修者は 2 年)、修了要件は 93 単位以上(法学既修者は 30 単位まで履修したものとみなすことが可能)、必要専任教員中 2 割以上は実務家教員、授業は少人数で双方向・多方向授業が

基本、理論と実務の架橋を強く意識した教育を実施することなどを内容とする設置基準を策定した。

- ② 法科大学院の設置数は、制度が発足した平成 16 年度は 68 校で、17 年度に 74 校となり、以降、22 年 12 月現在まで増減していない。(資料 6)

なお、うち 1 校は、平成 23 年度以降の学生募集を停止している。

- ③ 法科大学院の総入学定員は、平成 16 年度が 5,590 人、17 年度は 5,825 人に増加し、以降 21 年度までは 5,800 人前後で推移したが、法科大学院教育の質の一層の向上のための自主的な入学定員の削減等の見直しを求めた平成 21 年中教審報告等を踏まえ、22 年度は、前年度に比べ△856 人(△15%)減の 4,909 人となっている。(資料 6)

なお、文部科学省の調査によれば、平成 23 年度は、これまで入学定員を削減していない法科大学院を中心に入学定員の見直しが検討されており、総入学定員は、最大であった 17 年度に比べ△1,254 人(△21.5%)減の 4,571 人となる見通しである。

オ 第三者評価（適格認定）

（ア）審議会意見書等の理念

審議会意見書は、「法科大学院における入学者選抜の公平性、開放性、多様性や法曹養成機関としての教育水準、成績評価・修了認定の厳格性を確保するため、適切な機構を設けて、第三者評価（適格認定）を継続的に実施すべきである。」とし、その「仕組みは、新たな法曹養成制度の中核的機関としての水準の維持、向上を図るためのものであって、大学院としての設置認可や司法試験の受験資格とは、密接に関連しつつも、独立した意義と機能を有するもの」であるとしている。

（イ）現在の状況

- ① 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 109 条第 3 項等により、法科大学院は、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、5 年以内ごとに認証評価を受けるものとされている。
- ② 認証評価機関は、平成 22 年 12 月現在、3 機関（(財)日弁連法務研究財団、(独)大学評価・学位授与機構、(財)大学基準協会）あり、法科大学院は評価を受ける機関を選択することとなっている。平成 22 年 3 月までに、74 法科大学院のすべてが認証評価を受けており、その結果、24 校が不適格となっている。(資料 15)
- ③ 平成 21 年中教審報告では、「3 つの認証評価機関の間で評価の方法・内容にバラツキがある。評価項目によって、形式的な評価にとどまっている

ものや、過度に微細にこだわった評価となっている、・・といった指摘がある。」とし、「このため、次の二巡目のサイクルに向けて、質の評価に軸足を置いた評価基準・方法などへの改善が求められる。」「認証評価の基準においては、法科大学院教育の質の保証の観点から、例えば、適性試験の統一的最低基準の運用状況、厳格な成績評価・修了認定の状況（共通的な到達目標の達成状況を含む）、教員の教育研究上の業績・能力、修了者の進路（司法試験の合格状況を含む）などを重点評価項目とする必要がある。」としている。

これを受けて、文部科学省は、平成 22 年 3 月に認証評価の細目について定める省令を改正し、認証評価機関が策定する評価基準に盛り込むべき評価項目について、「法科大学院の課程を修了した者の進路（司法試験の合格状況を含む。）に関する事」等を追加するとともに、評価方法について、「適格認定に当たっては総合的に評価を実施すること」とした。

(3) 新司法試験

ア 審議会意見書等に示された理念

審議会意見書は、新司法試験について、「法科大学院において充実した教育が行われ、かつ厳格な成績評価や修了認定が行われることを前提として、新司法試験は、法科大学院の教育内容を踏まえたものとし、かつ、十分にその教育内容を修得した法科大学院の修了者に新司法試験実施後の司法修習を施せば、法曹としての活動を始めることが許される程度の知識、思考力、分析力、表現力等を備えているかどうかを判定することを目的とする。」としている。また、新司法試験の内容については、「例えば、長時間をかけて、これまでの科目割りに必ずしもとらわれずに、多種多様で複合的な事実関係による設例をもとに、問題解決・紛争予防の在り方、企画立案の在り方等を論述させることなどにより、事例解析能力、論理的思考力、法解釈・適応能力等を十分に見る試験を中心とすることが考えられる。」としている。さらに、「新司法試験と法科大学院での教育内容との関連を確保するため、例えば、司法試験管理委員会に法科大学院関係者や外部有識者の意見を反映させるなど適切な仕組みを設けるべきである。」としている。

受験回数制限について、審議会意見書は「第三者評価による適格認定を受けた法科大学院の修了者の新司法試験の受験については、法科大学院制度及び新司法試験制度の趣旨から、3 回程度の受験回数制限を課すべきである。」としている。

司法試験法においては、「司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする。（第 1 条第 1 項）」との規定には変更を加えず、「司法試験は、法科大学院課

程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うものとする。」
(第1条第3項)との規定を追加している。

連携法(第2条第2号)においても、「法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかの判定を行うこと。」を司法試験の基本理念としている。

イ 現在の状況

① 新司法試験の出願者数は、平成18年が2,137人、19年は5,401人、20年は7,842人、21年は9,734人と増加傾向にあり、22年は過去最高の11,127人となった。(資料8)

受験者数も出願者数と同様の傾向にあり、平成18年が2,091人、19年が4,607人、20年が6,261人、21年が7,392人、22年が8,163人となっている。(資料8)

ただし、受験者数のうち、新規修了者の占める割合は、平成19年が80.4%、20年が63.5%、21年が54.3%と減少傾向にあり、17年度法科大学院修了者が修了後5年目を迎える22年は45.7%と、法科大学院修了2年目以降の者(前年以前の不合格者を含む。)の割合54.3%を下回る状況となっている。(資料16)
また、法科大学院修了直後の新司法試験を受験しない者の割合が増加傾向にあり、平成17年度修了者が3.9%、18年度修了者が16.1%、19年度修了者が19.0%、20年度修了者が19.4%、21年度修了者が21.8%となっている。(資料17)

② 新司法試験の合格者数は、受験者数が増加している中で、平成18年(法学既修者のみ)が1,009人、法学未修者が加わった19年が1,851人、20年が2,065人と増加したが、21年は2,043人に減少し、22年は2,074人となっており、「平成22年ころには新司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指す。」との政府の目標は、平成22年においては達成するには至っていない。(資料3、8)

また、新司法試験の合格率(合格者数÷受験者数)は、平成18年が48.3%、19年が40.2%、20年が33.0%、21年が27.6%と減少傾向にあり、22年は過去最低の25.4%となっている。(資料3、8)

※ 法科大学院別の合格率、法学既修者及び法学未修者別の合格率、修了年度別の累積の合格者の割合等については、2(2)イ(イ)参照。

③ 新司法試験の合格点については、年ごとの単純な比較はできないが、最終合格点(短答式試験の得点と論文式試験の得点による総合評価の総合点)は、平成18年が915点(1,750点満点)、19年が925点(1,750点満点)、20年が940点(1,750点満点)、21年が785点(1,575点満点)、22年が775点(1,575点満点)となっている。最終合格点の得点率(満点に対する割合)は、平成18

年が 52.3%、19 年が 52.9%、20 年が 53.7%と 50%を上回っていたが、21 年は 49.8%、22 年は 49.2%と 50%を下回る状況となっている。(資料 18)

- ④ 平成 22 年の新司法試験の得点状況をみると、合格者の最高点は 1,191 点(得点率 75.6%)、合格者の最低点は 775 点(得点率 49.2%)で、その差は 416 点と比較的大きなものとなっている。

また、不合格者の状況をみると、短答式試験の合格に必要な成績を得なかった者が 2,390 人(受験者の 29.3%)、短答式試験の合格に必要な成績を得た者のうち総合評価の対象外となった者が 374 人(受験者の 4.6%)、総合評価対象者のうち不合格となった者が 3,325 人(受験者の 40.7%)となっている。総合評価対象者のうち不合格となった者の得点状況をみると、724 点から 774 点(得点率 46.0%から 49.1%)の者が 938 人で、これらの者は、仮に合格者を 3,000 人とした場合の合格者に相当し、合格者の最低得点 775 点との差は 1 点から 51 点となっている。このほか、得点率 40.0%から 45.9%の者が 1,529 人(受験者の 18.7%)、得点率 40%未満の者が 858 人(受験者の 10.5%)となっている。(資料 19)

第2 法務省及び文部科学省の取組

1 「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」の検討

法務省及び文部科学省は、法科大学院を中核としつつ、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習とを有機的に連携させた新たな法曹養成制度の問題点・論点を検証し、これに対する改善方策の選択肢を整理するため、平成22年2月5日に、両省副大臣が主宰する「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」を設置し、同年7月6日に、検討結果（以下「ワーキングチームの検討結果」という。）を取りまとめ、公表している。

当該検討結果（取りまとめ）の概要は、次のとおりである。

1 検討の視点

- 法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度については、関係各方面から、法科大学院志願者の大幅な減少等が生じており、現状のままでは、法曹の質を維持しつつ、その大幅な増加を図るという司法制度改革の理念を実現できないのではないかと懸念が示されている。

このような声に耳を傾けることなく、現状を放置するならば、法曹のユーザーである国民に対してニーズに即した適切な法的サービスを提供するため、「質・量ともに豊かな法曹を養成する」ことを目指した司法制度改革の実現が困難になりかねない。

新たな法曹養成制度は、制度全体が悪循環に陥りつつあることから、関係機関が連携し、好循環となるよう取り組む必要がある。

法務省及び文部科学省は、以上のような問題意識のもと、新たな法曹養成制度の問題点・論点を検証し、これに対する改善方策の選択肢を整理するべく、両省副大臣が主宰するワーキングチームを設置した。

- ワーキングチームにおける検討は、新たな法曹養成制度の現状が、司法制度改革審議会意見が提言した理念に沿うものとなっているか否かという視点から行った。

2 法科大学院教育の問題点等と改善方策の選択肢について

法科大学院教育については、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「特別委員会」）で検討が進んでおり、これも踏まえて検討を行った。

(1) 問題点・論点

- 法科大学院志願者及び入学者に占める非法学部出身者・社会人の割合が減少している。
- 一部の法科大学院において、入学者選抜の競争性が不十分、新司法試験の合格率が低迷、厳格な成績評価及び修了認定を行っていない、質の高い教員を確保できて

いないといった問題がある。

- 各認証評価機関の間で評価にばらつきがあり、形式的な評価にとどまっているものもある。

(2) 特別委員会報告及び文部科学省の取組み

平成 21 年 4 月の特別委員会報告に基づき、文部科学省が法科大学院教育の質の向上を目指した取組みを実施しており、今後も、これを強力に推進する必要がある。

(3) 法科大学院の入学定員の削減

法科大学院の入学定員の更なる見直しが必要であるとの意見が大勢を占めた。

改善が進んでいない法科大学院に対して、統廃合を含む組織見直しを促す必要があることについては、異論がなく、これを実効的に促進するため、財政的支援の見直しや人的支援の中止といった措置を検討すべきであるとの意見があった。

(4) その他の改善方策

法学未修者を非法学部出身者に限定、法学未修者は法学部に学士入学した後に法科大学院に進学、法学未修者 2 年次進級時の全国统一試験の実施、1 年次法学未修者向けの全国统一テキストの作成等の意見がある一方で、これらに反対する意見があった。

3 新司法試験の問題点等と改善方策の選択肢について

(1) 方式及び内容

受験者の負担等を問題視し、問題数、出題内容等を見直すべきであるとする意見等がある一方で、合格点等に照らせば、現状が受験者にとって過度な負担とは言い難い等の意見があった。

(2) 受験回数制限

新司法試験の受験回数制限を撤廃・緩和すべきであるとの意見がある一方で、これに反対する意見があった。

(3) 合格基準及び合格者決定の在り方

合格基準の適正さ等を疑問視し、合否判定の在り方について工夫を求める意見等がある一方で、何が適正な合格水準かについては様々な意見があり、見解によって求める工夫も異なり得る等の意見があった。

4 司法修習の問題点等と改善方策の選択肢について

(1) 司法修習生の経済的負担

司法修習生の経済的負担を考慮して給費制を維持すべきであるとの意見がある一方で、貸与制は様々な議論を経て導入されたもので、国民負担を伴う給費性の維持には国民的理解が必要である等の意見があった。

(2) 法科大学院教育との連携

法科大学院間で法律実務教育の内容に差があることなどから、実務修習開始前に導入的な研修を行うべきとの意見がある一方で、従来の司法修習における前期修習の内容を法科大学院で代替するのは可能でなく適切でもないとの意見、大部分の司法修習生は修習により相応の水準に達していることから、実務修習開始前に導入的な研修を行う必要はないとの意見があった。

(3) 司法修習の内容

訴訟実務以外も修習内容とすべきであるとの意見がある一方で、現在の司法修習は、多様な法律家の共通の基礎を修得させることを重視しており、訴訟実務以外の修習も行われているとの意見があった。

5 その他（関連する議論）

- 予備試験の在り方
- 法曹養成制度の在り方と法曹人口の在り方（法曹に求められる役割、法曹に対する需要等）との関係

6 フォーラムの在り方

問題点・論点に対応するための方策について更に具体的な検討をする必要があり、そのために新たな検討体制（フォーラム）を構築することが考えられる。フォーラムの在り方については、国民に開かれた議論の場を設け、正確かつ十分な現状分析を行い、幅広い意見を聞いて総合的かつ多角的な検討を行えるようにする必要があるとの点では意見が一致した。

2 文部科学省の法科大学院の教育の質の向上を目指した取組

文部科学省の法科大学院の教育の質の向上を目指した取組の概要は、次のとおりである。

1 法科大学院教育の入口と出口の質の確保

- ・ 適性試験について、適性試験実施機関に対し、入学に最低限必要な基準点の設定を促している。
- ・ 多様な人材を受け入れるとの新たな法曹養成制度の理念を踏まえ、法科大学院に対し、法学未修者の確保を求めている。
- ・ 質の高い入学者の確保の観点から、各法科大学院に対し、入学者選抜における競争性の確保を求めている。
- ・ 平成22年3月に専門職大学院設置基準を改正し、法学未修者1年次では、1年あた

りの履修登録上限単位数の上限である 36 単位を超えて、法律基本科目を 6 単位程度増加することを可能とした。

- ・ 各法科大学院に対し、厳格な成績評価・進級判定・修了認定の徹底により、修了者の質の確保を図るよう促している。
- ・ 法科大学院特別委員会において、法科大学院修了者の共通的な到達目標に関する審議が行われている。

2 法科大学院の適正な規模の確保

- ・ 各法科大学院に対し、特別委員会報告に基づき、入学定員の見直しなどの組織見直しを促している。
- ・ これに関連して、各法科大学院の組織見直しの促進方策については、平成 22 年 3 月に法科大学院特別委員会が提言を取りまとめた。

この提言は、①文部科学省は、入学者選抜における競争性や授業内容、成績評価、教育体制に深刻な課題を抱える法科大学院に対する組織の自主的・自律的な見直しを促すために、国立大学法人運営費交付金及び私学助成における支援の在り方について見直しを検討すること、②対象の選定については、①の深刻な課題に加え、司法試験の合格状況、入学者の選抜の状況を考慮して判断することが考えられること、③関係機関においても、派遣教員などの公的支援の在り方について、早急に見直しを検討することが期待されることなどを内容とするものである。

3 法科大学院の質の保証システムの強化

- ・ 法科大学院特別委員会が、特別委員会報告に基づいた各法科大学院の改善状況について調査を実施する「改善状況調査」（書面・ヒアリング・実地調査）の継続により、各法科大学院の改善に関する取組みを促進している。
- ・ 平成 22 年 3 月に認証評価の細目について定める省令を改正し、新司法試験の合格状況や企業や官公庁など法曹以外の進路を含む、法科大学院の修了者の進路に関する事項などを評価項目に新たに追加し、適格認定に当たっては総合的に評価を実施することなど、法科大学院の認証評価の評価基準・方法の改善を図っている。

第3 研究会での指摘

研究会では、まず、法曹養成制度を所管する法務省及び文部科学省のほか、関係者として法科大学院の経営者・教官・学生、新司法試験の合格者・不合格者、受験指導校経営者などからヒアリングを行うとともに、法科大学院や新司法試験の現状に関するデータ等を基に、現行制度の現状と課題等について議論を行った。

その結果、法曹養成制度については、現在、次のような問題が生じており、これを国民の前に明らかにし、国民的な議論を喚起していく必要があるとの認識で一致した。

法曹養成制度の改革は、審議会意見書や連携法等に示された基本理念、すなわち、「我が国の法曹人口は、我が国社会の法的需要に現に十分対応できていない状況にあり、今後の法的需要の増大をも考え併せると、法曹人口の大幅な増加が急務である」、「司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法科大学院を中核とする法曹養成制度を新たに整備する」、「21世紀の法曹には、経済学や理数系など他の分野を学んだ者を幅広く受け入れていくことが必要である。社会人等としての経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れる」などの理念の下に進められてきた。

しかし、現在、例えば、次のような問題が生じている。

- ① 法曹人口の拡大を目指すとしているが、法曹志願者は大幅に減少、また、司法試験合格者数年間3,000人目標は未達成

閣議決定で、「平成22年ころには司法試験合格者数を年間3,000人程度とすることを目指す」としているが、次表のとおり、法科大学院適性試験の志願者数は△78%、法科大学院の入学志願者数は△67%と大幅に減少している。また、平成22年の司法試験合格者数は2,133人（うち新司法試験合格者数は2,074人）にとどまっている。

(単位:人、%)

区 分	制度発足時	平成22年度	差引(減少率)
法科大学院適性試験の志願者数 (独)大学入試センター)	39,350 (平成15年度)	8,650	△30,700 (△78)
法科大学院の入学志願者数 (延べ数)	72,800 (平成16年度)	24,014	△48,786 (△67)

(単位:人)

区 分	平成18年	19年	20年	21年	22年
新司法試験合格者数	1,009	1,851	2,065	2,043	2,074
旧司法試験合格者数	549	248	144	92	59
合 計	1,558	2,099	2,209	2,135	2,133

② 法科大学院修了者の相当程度（例えば約7～8割）が新司法試験に合格できるように努めるとしているが、毎年の合格率は減少傾向で平成22年は25.4%、また、修了者の累積合格率は、17年度修了者（法学既修者のみ）が69.8%、18年度修了者が49.1%

閣議決定で、「法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約7～8割）の者が新司法試験に合格できるよう努める」としているが、次表のとおり、新司法試験合格率（合格者数÷受験者数）は、平成18年の48.3%から減少傾向にあり、22年は過去最低の25.4%となっている。また、法科大学院修了者の累積の新司法試験合格率（合格者数÷修了者数）は、平成22年の新司法試験が終了した時点で、17年度修了者（法学既修者のみ）が69.8%、18年度修了者が49.1%等となっている。

（単位：％）

区 分		平成18年	19年	20年	21年	22年
毎年の新司法試験合格率		48.3	40.2	33.0	27.6	25.4
修了年 度別の 累積の 新司法 試験合 格率	平成17年度修了	46.4	64.6	69.1	69.5	69.8
	18年度修了	—	33.0	44.3	48.1	49.1
	19年度修了	—	—	29.9	39.2	44.0
	20年度修了	—	—	—	28.2	39.4
	21年度修了	—	—	—	—	25.8

③ 多様な人材を多数法曹に受け入れる（法科大学院入学者の3割以上）としているが、平成22年（度）の法学部以外の学部出身者の割合は、法科大学院入学者の21.1%、また、新司法試験合格者の19.0%

多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、「法科大学院は、入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう努めるものとする」（文科省告示）としているが、次表のとおり、法科大学院入学者に占める法学部以外の学部の出身者及び社会人の割合は減少傾向にあり、平成20年度以降、目標の3割を下回っている。また、新司法試験の合格者に占める法学部以外の学部の出身者の割合は、法学既修者のみが受験した平成18年を除き漸減傾向にあり、22年は19.0%となっている。

（単位：％）

区 分		平成16年(度)	17年(度)	18年(度)	19年(度)	20年(度)	21年(度)	22年(度)
法科大学 院入学者	非法学部出身者	34.5	29.9	28.3	26.1	26.1	25.3	21.1
	社会人出身者	48.4	37.7	33.3	32.1	29.8	26.8	24.1
新司法試 験合格者	非法学部出身者	—	—	11.5	22.3	21.6	20.9	19.0

また、上記のほか、各委員から、法曹人口の拡大、法科大学院、司法試験等について、以下のような指摘があった。

【法曹人口の拡大について】

- ・ 法曹人口を考える際に、日本の実情、社会における司法の機能、隣接法律専門職との関係、ニーズがどれだけあるのかといったことについての緻密な検討に基づかずに、何となく外国との比較で最低でもフランス並みにというような数字を設定したから、今このようなことになっているのではないか。
- ・ 法曹というものの中身、質を考えないで、人数を大幅に増やしたら、需給バランスが崩れるのは当たり前。日本における法曹の位置付けを変えるぐらい需要を高めていくためには、根本的に今までとは違った質のものを生み出す努力をしないか、それが行われてこなかったから、今、こういう状況に至っているのではないか。
- ・ 法廷で、裁判官、検察官、弁護士として活動していくためには、ある程度の能力が求められるが、民間ベースの仕事であれば求められる能力はマーケットメカニズムで決められていけばよい。それを一緒にしてしまったために、どちらもうまくいかなかったのではないか。イギリスのソリスタ（法廷弁護士）、バリスタ（非法廷弁護士）のような二通りの試験制度とするという議論もあるのではないか。
- ・ 現在、弁護士は就職難で、これ以上、法曹資格保有者が増えたら更に悲惨な状態になると言われており、新司法試験合格者 2,000 人というのも、現状からするとやむを得ないようにも思われる。ということは、法曹人口 5 万人の構想が問題だったのではないか。
- ・ 法曹人口 5 万人構想について、裁判官、検察官、弁護士の数を、それぞれどれぐらいにするかという議論がほとんど行われておらず、結果的に弁護士の数だけが拡大していくというようなことになっている。
- ・ 法曹人口 5 万人構想の中には、企業で法務をやる人間も対象とされていたのではないかと思われるが、企業法務をはじめとする在野法曹のニーズとの合致は意識されていたのか。新卒入社後 5 年間労働した人材は立派な即戦力であるが、そこに「法律に関しては詳しい」新卒学生が加わって勝負になると考えていたのか。あるいは、生涯、法務関係の仕事のみを行う専門職的な利用しか考えていなかったのか。
- ・ 一つの割り切りとして、弁護士の資格は上位 3,000 人の方には与えましょう、ただし、全員が弁護士として食っていけるかどうかは別ですよという考え方はなかったのか。
- ・ 法曹の役割を検討するに当たって、司法書士や社会保険労務士等の隣接法律専門職の役割をあまり考慮した議論が行われていないが、これで、的を得た解決策が得

られるのか疑問。近年、特定社会保険労務士による労働審判の代理業務、司法書士のADRでの代理業務や多重債務者の救済など、隣接法律専門職の業務が拡大してきており、弁護士同士の競争だけでなく、弁護士とこれら隣接法律専門職との競争も増加している。

- 法曹人口の増加による質の低下等の問題は、弁護士について言われているのではないか。裁判官、検察官は、成績上位者から採用すればよいので、法曹人口が拡大しても実害がそれほど直接は感じられないと思われる。
- 法曹人口問題は、見方を変えれば、政府と敵対できる法律家はどれぐらいに抑えるべきかという議論でもある。民事訴訟はどんどんADR化して裁判所外で処理されているので、最終的に行政訴訟、刑事訴訟で政府と敵対する法律家はどれぐらいいるべきなのかという議論でもある。
- 法科大学院を修了しても法曹になれなかった（司法試験に合格しなかった）人は欠陥商品だと言われているように見受けられるが、学んだことを他の隣接法律専門職等で活かす道もあるはずであり、それを視野に入れた議論がほとんど行われていないのは何故だろうか。
- 法曹資格がなくともできる重要な仕事もあり、法曹資格を取れなかった人の処遇の問題についても、司法書士、行政書士等の隣接法律専門職等の資格との関係を含めて考えていく必要がある。
- 今でも、例えば、学校でちょっとしたトラブルの時、親が来ないですぐ弁護士が来て、ああだこうだと言って困ると学校の先生が言っている。弁護士を増やすことが、変に需要を増やすことになりかねず、社会全体としてみると果たして幸せなことなのであるかと考えてしまう。

【法科大学院について】

○ 制度設計、入学定員

- 法科大学院を設置するときに、法学部を廃止すべきではないかとの議論があったが、結局そうはしなかった。その結果、法学部を有する大学は、法科大学院をつくらないと存在価値が失われるかのような脅迫観念から、そのほとんどが設置したため、約6,000人弱の入学定員になってしまった。
- 法学部を廃止すると、企業等への22歳くらいの大学卒業者の就職者が、文系の場合、ほとんど経済学部だけになってしまい、偏ってしまうのではないか。
- 教育というのは、一定のカリキュラムによる教育を受ければ、必要とされる能力が身につくということが前提になっているはず。法科大学院を修了しても新司法試験に合格できない人が多数いるというのは、うまく制度設計ができていないと思う。

- ・ 現行制度の下では、ストレートに法曹になっても 26 歳で、受験 3 回目で合格すると 29 歳、不合格となると 30 歳前後で就職先探しを始めるということになるが、例えば、法学部の学生は 2 年生の段階で法科大学院の選抜試験を行い、その後 3 年間で法律の専門的教育を行うことにすれば、法曹養成期間を 1 年間短くできる。そのような選択肢もあってよいのではないか。
- ・ 法学部出身者は、学部で 2 年、法科大学院既修コースで 2 年、計 4 年間勉強することになるのに対し、法学部以外の者は法科大学院の未修コースの 3 年間の勉強で修了できることになっている。法学部出身者の勉強期間は、もっと短くてもよいという考え方も出てくるのではないか。
- ・ 入学定員の問題については、時間はかかっても、競争原理によって、良い法科大学院が残っていった制度が落ち着いていくという話であったが、他方で、法曹需要が伸びず、弁護士の就職難の問題が生じてきており、競争原理だけでは解決できなくなっている。
- ・ 旧国立大学の法科大学院の入学定員の削減が、一律に行われているようにみえるが、合格成績の良い大学院は教育環境・内容に優れていることが高い確率で推定され、志望者も多いはずで、市場原理が働いていないのは「法科大学院教育の充実」というテーゼとも矛盾しているように思われる。また、法科大学院の経営を考えれば、一定規模の学生数は必要であり、それを確保するために大学院の質を高めるよう努力するわけであるから、この点からも旧国立大学のみ一律削減の方向でそろっているのは奇異に映る。

○ 多様な人材の確保

- ・ 社会人は、仕事をやめて、あるいは、出世をあきらめなければならないかもしれないという負担を負ってまで挑戦しても、どれくらいリスクがあるかわからないという不安があるから、踏み出せないところがあるのではないか。
- ・ 司法試験の合格率の高いところは、法学部の 4 年プラス法科大学院の既修コース 2 年の計 6 年という形での学生を確保しようとする傾向にあり、法学部以外の多様な人材の確保という理念から大きくズレ始めているのではないか。
- ・ 多様な人材の確保といいながら、働きながら学ぶための夜間コースがある法科大学院は少ないなど、多様な教育の仕組みが保障されていないのではないか。

○ 教育内容

- ・ 世の中は、法科大学院の役割・機能について、司法試験の合格以外のものをほとんど認めていない。このため、良い教育をしても、司法試験に合格しなければ意味がなかったという話になってしまう。

- ・ 現在の法科大学院では、司法試験のための勉強が中心にならざるを得ず、例えば、家族法の専門家などを養成しようとしてもできない。
- ・ 逆説的だが、法学部の段階では司法試験に関係のない真の法律の勉強をし、法科大学院では、予備校のような授業をして司法試験に合格するようなやり方をすれば、今よりも、本当の意味での法学の勉強をすることに充てられるかもしれない。その試験に合格しなければ資格が与えられない場合、当該試験が難しければ難しいほど、それに合格するためにノウハウが発達し、また、それが目的化することは必然。
- ・ 法科大学院協会がモデルカリキュラムを作成しようとしているが、新司法試験の合格率と法科大学院教育の質の両方を向上させることが求められている中で、全ての法科大学院がモデルカリキュラムに沿った同じような教育を強いられ、思想統制とはいわないが、その一手手前まで進んでしまうおそれがあるのではないかと懸念している。
- ・ 法科大学院の教育を評価できるのは、市場（法律サービスのユーザー）であり、現時点では、新たな法曹養成制度を経た弁護士等の活動実績が十分でないため、評価するのは困難ではないか。

○ 修了認定

- ・ 法科大学院修了者の7割から8割が新司法試験に合格するようにするとの目標を定めながら、他方で、法科大学院としての設置基準を満たしたものは広く参入を認める仕組みとなっている。その結果、現在の定員約5,000人、合格者約2,000人を前提とすれば、合格率7割から8割を達成するためには、修了認定を厳しくして受験資格者を3,000人未満に絞らなくてはならないはず。しかし、現行は、ほとんどの者が修了できるようになっているのではないか。

○ 認証評価

- ・ 最近、認証評価基準に「新司法試験の合格率」が追加されたが、そのことと、法科大学院では三分の一以上新司法試験の必須科目を教えるといけないとされていることとの関係が理解できない。
- ・ 認証評価結果が高いことと、司法試験の合格率は連動しておらず、組織的に受験対策をやっているところの方が合格率は高いようなので、その辺を検証してみてもどうか。

【新司法試験について】

○ 制度設計

- ・ 政府として合格者数 3,000 人の目標を掲げたのに 2,000 人しか合格しないということは、受験生の立場からすると、「上位 3,000 人に入れば合格する」と思って法科大学院に入学したのに、一定の能力に達しなければ、上位 3,000 人に入っても合格しないということになり、裏切られたという気になると思う。政府の対応として誠実さに欠けるのではないか。
- ・ 少なくとも、受験生にとっては、合格者数を決めた上で試験が行われているように見えているところが問題。
- ・ 旧司法試験制度は、裁判官や検察官として有すべき能力を判定するとの観点が強かったのではないか。新司法試験も同様の考え方でやっているから、法科大学院在学中、ずっと司法試験を意識した勉強をしなくてはならなくなるのではないか。弁護士を目指す人は多様な勉強をして短期間だけ司法試験の勉強をし、裁判官など訴訟中心に行う人は少しグレードの高い能力を身につけるような勉強をするなどとしてもよいのではないか。
- ・ 日常生活で必要とされるベーシックな法律論等の問題を中心とした試験内容とすればよいのではないか。そうすれば、法科大学院修了者の 7 割から 8 割の者が合格するようになり、法曹人口の拡大も図られ、別に誰も困らないのではないか。
- ・ 働きながら、経済的にもあまり負担にならないような形で法科大学院で勉強し、司法試験に合格するというのが理想だと思うが、現行の試験では難しいのではないか。

○ 試験方式、内容

- ・ 新司法試験は資格試験か競争試験かというところを、きちんと整理することが必要。その結果、資格試験であるというのであれば、それに見合った試験問題とすべき。
- ・ 国民が法曹に求めるニーズとは何か。新司法試験の内容は、市民のニーズを踏まえたものとなっているのかという観点からの議論は、あまり行われていないのではないか。
- ・ 試験科目の比重が、社会的ニーズを踏まえたものとなっていないのではないか。例えば、民法に比べ、刑法の比重はより軽くてもよいのではないか。

○ 合格基準、合格者の決定

- ・ 新司法試験の試験委員の選考基準が不透明ではないかとの指摘があるが、どうか。

- ・ 採点基準や採点マニュアルなどはどうなっているのか、守秘義務に抵触しない範囲で検証する必要があるのではないか。また、合格者数を何人にするか、あるいは、何点以上を合格とするか、どのような基準に基づいて決定しているのか、明確な基準はないのではないか。
- ・ ヒアリングした方のコメントにもあったが、新司法試験の問題は、合格者を判定するための機能を適切に果たす内容になっているのだろうか。論理的思考力や事例解析能力等を見るための試験とすることを強調するあまり、受験生にとっては、どのように合否が判定されるのか、合否の予測が困難になっており、その結果、多様な人材が法曹になることを困難にしているのではないか。

例えば、短答式試験は何点以上を合格とするとか、論文式試験は模範回答を示すなど、合格の目安を示すべき。

- ・ 7割合格が前提であれば、5割ですら超えるものが数校しかない現状は、全法科大学院が要求水準を満たしていないのかということになってしまう。また、司法試験予備校の一流講師がついて教えても、今の2,000番目の合格者のレベルを維持しつつ合格者を3,000人にすることは難しいという。つまり、合格者を3,000人にするということは、合格水準をそのレベルまで下げるという了解が当然にあったのではないか。あるいは、今でも、合格レベルを保ったまま、法科大学院の質を高めれば3,000人の合格者を出せると考えているのであれば、その根拠を示すべき。

○ 受験回数制限

- ・ 受験回数を制限する明確な根拠がないまま、現行の5年間に3回までというルールが決められているのではないか。
- ・ 受験回数制限はないほうが良いと思う。現行の5年間に3回の制限は、サプライサイドの発想で、受験者の気持ちを斟酌していない仕組みだと思う。

○ 予備試験

- ・ 平成23年度から行われる予備試験については、規制改革推進のための3か年計画（再改定）（平成21年3月閣議決定）において、「予備試験合格者数について、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的考慮を行う」とされていることを踏まえ、適切な措置が講じられるべきである。

【その他】

- ・ 司法試験の受験資格喪失者などの不合格者に対するケアはどの程度行われているのか。現在、法務省及び文部科学省は、その実態を把握していないが、速やかに把握し、何らかの抜本的対策を講ずべき。上記の合格基準、合格者決定の項にある「合格の目安を示すべき」の事項と併せ、今のままでは、合格の目途もつかずにいたずらに受験勉強に走り、不合格だと放置されるという不安を抱えたままの制度である。
- ・ 次のような、志願者への説明不足と志願者の認識不足を解消する努力・工夫が必要ではないか。
 - 学生諸君の「根拠なき楽観」＝自分は違う、真面目にやれば通る、三振したときのことは考えていなかった。
 - 通れば、専業弁護士として喰っていけると思い込んでいる。
 - 三振した場合の「人生ロス」についての認識不足＝官庁を含めて、新卒 22 歳から働いている者と 30 歳近くになって入社（省）するものとの「生涯格差」の認識の欠如。
 - 新卒時にあった、多彩な人生選択が一般的に失われたという事実の不認識。

第4 総務省が行う政策評価の在り方、方法等について

今回、政策評価を行うに当たっては、政策の所管府省とは異なる第三者的立場から、評価専門機関として、全国調査網等を活用して収集した実証データを基に、後述の評価の方法により政策の総合性を確保するための評価を行うことが重要である。

その際、制度の「利用者の視点」からの評価が特に必要と考える。例えば、法曹志願者及び法曹利用者の側からみた法曹養成制度改革の効果についての評価や、新司法試験不合格者対策等の関係府省等の取組が不十分とみられる問題などについての評価が必要と考える。本研究では、法科大学院の教官・学生、新司法試験の合格者・不合格者など計12人からヒアリングを行い（注1）、各方面から指摘されている新たな法曹養成制度に関する様々な問題点、課題等を再確認したところであるが、これらの意見等は限られたものであり、今後、法曹志願者や法曹利用者からも広く意見を聴取することが必要と考える。

（注1）ヒアリング対象者の主な意見等は資料21参照

また、法務省及び文部科学省のワーキングチームの検討結果で「新たな検討体制（フォーラム）」の構築が提言され、また、司法修習生に対し給与を支給する制度を1年間延長するための裁判所法の改正に関する衆議院法務委員会の決議（平成22年11月24日。資料20）で、「法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずること」とされており、速やかに調査に着手することが必要である。総務省は、政策評価を、1年を目途に所管府省に必要な改善を求めるとの方針の下に実施しているが、これらの検討を促すよう、調査の効率的な実施に努め、できるだけ早期にその成果が出されることを強く期待する。

1 評価の目的

新司法試験の合格率が低迷し、政府が掲げた法曹人口の拡大目標が未達成となっているなど、新たな法曹養成制度について様々な問題点が指摘されていることを踏まえ、総務省は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下「評価法」という。）第12条第1項（注2）に基づき、法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策を対象に、その総合的な推進を図る見地から、第三者的立場で評価を行い、今後の関係府省における政策の見直しに資することを目的として、本政策評価を実施することが適当である。

（注2）評価法第12条第1項

「総務省は、・・・2以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認めるものについて、・・・総合性を確保するための評価を行うものとする。」

2 評価の対象とする政策

本評価の対象とする政策は、司法制度改革推進法、司法制度改革推進計画、連携法等に基づき、関係機関が実施している法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策のうち、法務省及び文部科学省の所掌に係る政策とすることが適当である。

なお、司法修習については、最高裁判所が所管するところであるが、審議会意見書や連携法等において、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図るとされている(注3)ことを踏まえ、その必要とする範囲で調査することが必要である。

(注3) 司法修習について、審議会意見書では、「法科大学院での教育内容をも踏まえ、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫して実施すべきである。司法修習のうちの集合修習(前期)と法科大学院における教育との役割分担の在り方については、今後、法科大学院の制度が整備され定着するのに応じ、随時見直していくことが望ましい。」としている。

連携法では、司法修習の基本理念について「法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力を修得させること」とし、また、「国は、法曹養成の基本理念にのっとり、・・・法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図る責務を有する。国は、法曹の養成が国の機関、大学その他の法曹の養成に係る機関の密接な連携の下に行われることを確保するため、これらの機関の相互の協力の強化に必要な施策を講ずるものとする。」としている。

司法試験法では、「司法試験は、法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うものとする。」としている。

予備試験については、平成23年度から実施されるため、本政策評価の実施段階では施策の効果を測定できない状況にあるが、今後の予備試験の実施状況に留意しつつ評価することが必要である。

(別紙1「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策の体系(イメージ)」参照)

3 評価の観点

評価法第12条第3項において、総務省が行う総合性確保評価は、「対象とする政策について、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他政策の特性に応じて必要な観点から、行うものとする」とされている。

本政策評価は、当該規定に基づき、法務省及び文部科学省が連携して実施している法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する各種施策が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係府省等による法曹養成制度の検討に資することが適当である。

4 評価の方法

(1) 評価の方式

政策評価の方式について、「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 閣議決定）において、「政策評価に期待される役割を十分に果たすとともに、政策評価の効率的な実施を確保するため、政策評価を行うに当たっては、政策の特性等に応じて合目的的に、「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする」とされている。

また、同基本方針において、「総合評価方式」とは、「政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式」とされている。

さらに、「政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 17 年 12 月 政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。）において、「総合評価方式」の具体的内容について、大要、次のとおりとされている。

- ① 評価対象政策の効果の発現状況を様々な角度から、具体的に明らかにし、その際、政策の直接的効果や、因果関係、場合によっては、外部要因の影響についても掘り下げた分析を行う。
- ② 評価対象政策に係る問題点を把握し、その原因を分析する。
- ③ 評価対象政策の目的が依然として妥当性を有しているかについて検討する。
- ④ 必要に応じて、政策の効果とそのために必要な費用を比較・検討する。
- ⑤ 関連する政策との間で整合性が確保されているかについて検討する。

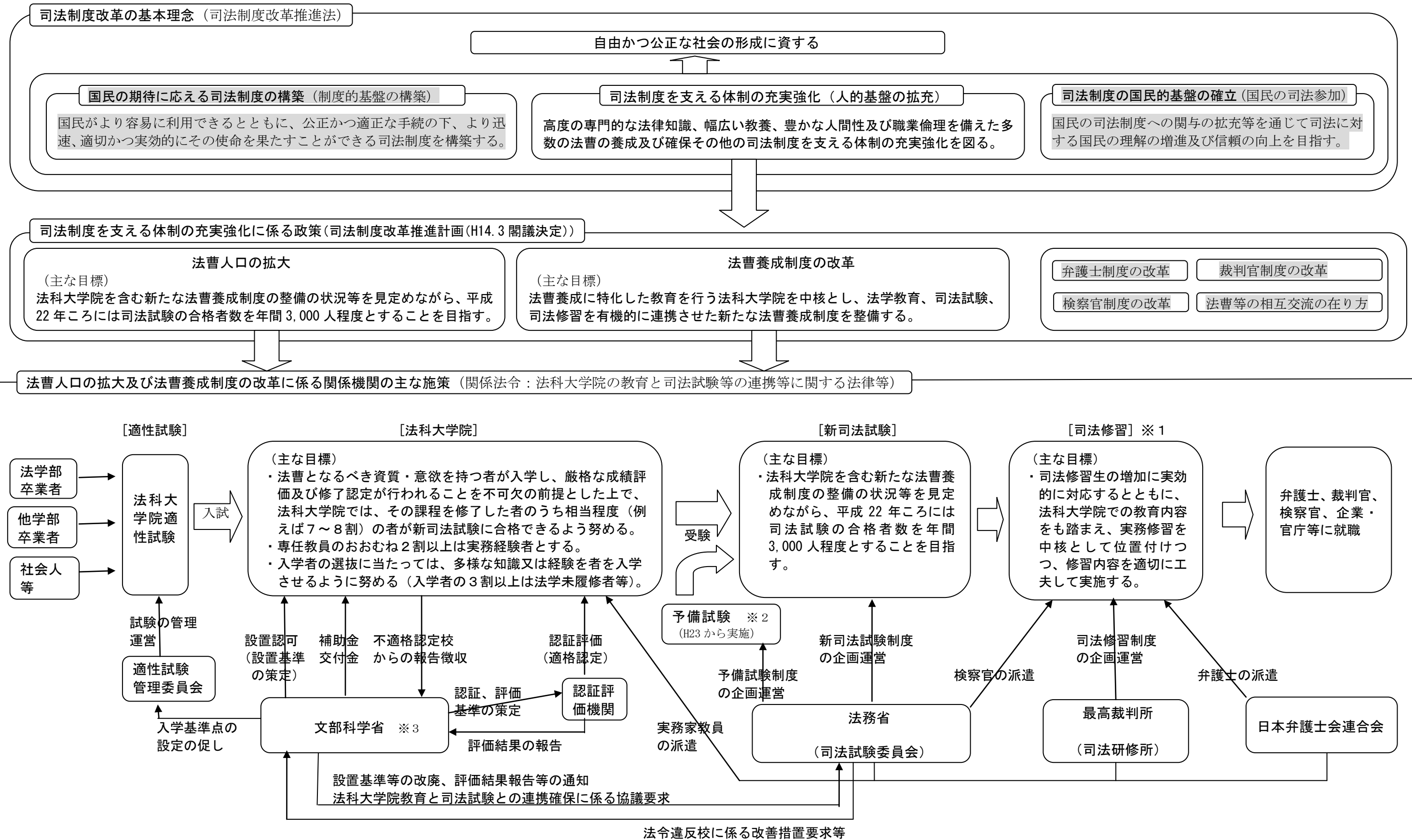
本政策評価は 2 以上の行政機関の所掌に係る政策の総合性を確保するための評価として行われるものであることから、その評価方式については、総合評価方式によることが適当である。

(2) 評価の手法

評価の手法について、ガイドラインでは、「評価に要するコスト等も勘案の上、評価の目的、評価対象の性質等に応じた適用可能で合理的な評価手法により政策評価を実施するものとする」とされている。

本政策評価においては、法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に係る基本理念及び達成目標が、どの程度実現され、どのような効果を上げているのか、また、目標が未達成となっている場合、その原因及び改善方策、今後の取組の重点等につ

いて、別紙2に記載した方法を参考に、更に効果的・効率的なデータの収集・分析等の方法を検討して実施することが必要である。



※1 司法修習については、最高裁判所が所管するところであるが、審議会意見書や連携法等において、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図るとされていることを踏まえ、その必要とする範囲で調査することが必要。

※2 予備試験については、平成23年度から実施されるため、本政策評価の実施段階では施策の効果を測定することはできない状況にあるが、今後の予備試験の実施状況に留意しつつ評価することが必要。

※3 文部科学省は、法科大学院の教育の質の向上を図るため、法学未修者の確保、入学選抜における競争性の確保、厳格な成績評価・修了認定の徹底、入学定員の見直し、各法科大学院の改善措置状況調査等の取組みを実施中。

評価対象政策	司法制度改革推進法、法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する法律等に基づき、関係府省等が講じている法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策
評価対象政策の目的	高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制の充実強化を図る。

評価の観点等

法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する法務省及び文部科学省の各種施策が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価
 その際、「各種施策の実施により期待されていた効果が得られているか」との政策の有効性の観点を中心に評価し、十分な効果が上がっていない場合、その原因及び改善方を検討

評価の基本的な設問（例） —法曹人口の拡大関係—

- 法曹人口の拡大はどの程度進み、どのような効果が発現しているか。新司法試験合格者3千人目標未達成による支障と、当該目標の現時点での継続の必要性はあるか。
 - ・「平成22年ころに新司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを旨とする」との目標に対し、22年の合格者数は2,074人と未達成であったが、法的需要に十分対応できているのか。
 - ・訴訟中心ではない新たな活動領域（企業や官公庁等）での法曹需要はどの程度あるか（開拓努力は行われているか）。
 - ・法曹人口の拡大により、どのような問題等が生じているか。
- 今後、法曹人口の在り方を見直す際に、どのような事項を検討すべきか。
 - ・法曹の役割、社会的需要、隣接法律専門職との役割分担等を踏まえた検討が不十分ではないか。

データの把握・分析方法等

- ・日弁連の協力を得て都道府県等別の弁護士数の増加状況を、また、新司法試験合格者の企業、官公庁等への就職人数、裁判件数等を把握し、理念・目標の達成状況と隘路を分析。
- ・弁護士の増による効果、例えば、国民や企業等に対する新たな取組み（支援）の有無、その内容・効果等について、弁護士（会）、法テラス、市町村の相談担当部局、学者等にインタビュー調査し、本政策の効果測定に資する。
- ・法科大学院の教官及び学生、弁護士、企業や官公庁の採用担当部門に、左記事項に対する認識をアンケート調査、本政策の効果測定に資する。

評価の基本的な設問（例） —法曹養成制度改革関係—

- 法科大学院を中核とするプロセス重視の法曹養成制度改革は、司法制度改革審議会意見等に示された理念に即した効果を上げているか。また、旧制度に比べ、政府や学生の投入コストやリスクは、どの程度増減しているか。

【法科大学院】

- 各種の数値目標の達成状況はどうなっているか。また、目標達成のために文部科学省が提示した改善方は、各法科大学院でどの程度実施され、どのような効果を上げているか。
 - ・入学者の多様性の確保（目標：非法学部出身者又は社会人が3割以上（22年度実績は前者24%、後者21%で減少傾向））
 - ・厳格な成績評価及び修了認定（目標：厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、修了者の相当程度（例えば7～8割）の者が新司法試験に合格（22年の合格率は25.4%で（注）、減少傾向。法科大学院間の格差大）（注）累積では17年度修了者の72%、18年度修了者の51%が合格
 - ・教員体制の充実（目標：専任教員のおおむね2割以上は実務経験者（22年度43.7%））
- 上記のほか、法科大学院では、入学定員の見直し、法学未修者教育の充実等、教育の質の向上のためにどのような取組が行われており、それはどのような効果を上げているか。
 - また、受験者等に対する入試や教育内容、修了者の進路等の情報公開は、積極的に行われているか。受験予備校に通わなくても新司法試験に合格するような法科大学院教育となっているか。
- 認証評価機関による法科大学院の適格認定の仕組みは有効に機能しているか。不適格認定校は速やかに改善措置を講じているか。

【司法試験】

- 法曹人口の拡大の目標に照らし、法曹志願者数の減少や司法試験の合格者目標が未達成となっているが、法務省や法科大学院において、その原因分析と改善方はどの程度実施され、どのような効果を上げているか。
- 新司法試験は法科大学院の教育内容を踏まえたものとなっているか（連携確保方策の実施状況と効果）。
 - ・試験科目、試験日程、受験回数制限等について、関係者はどのように評価しているか。
- 司法試験の合格基準や合格者の決定方法の透明性は十分確保されているか。

【司法修習】

- 司法修習と法科大学院の教育との有機的連携は十分確保されているか。
 - ・実務修習（10か月）や集合修習（2か月）と法科大学院の教育との役割分担等は適切に行われ、効果を上げているか。

【その他】

- 司法試験不合格者に対し、関係府省や法科大学院等ではどのような対策が講じられているか。
- 一部の法科大学院では、（司法試験不合格者の）再度の法科大学院受験を制限しているが問題はないか。

データの把握・分析方法等

- ・以下の法科大学院、司法試験、司法修習等に係る分析を基に、政策効果を総合的に分析
- ・政府の予算額、弁護士等への就職までに要した経費と就職後の収入等のデータを収集し、リスクの増減状況を分析
- ・法務省、文科省等から、次のデータを収集
 - 法科大学院適性試験の志願者数・受験者数、法科大学院の志願者数・受験者数・入学者数（法学部、非法学部、社会人別）・競争倍率・修了者数・専任教員数・実務家教員数
 - 新司法試験の受験者数・合格者数・合格率・受験資格喪失者数
- ・法科大学院を実地調査し、文科省が示した改善方策の実施状況と改善効果、改善方策未実施の場合その理由と事例を把握
- ・法科大学院を実地調査し、左記事項に対する取組状況と認識を把握し、横並び比較
- ・法科大学院の学生や入学予定者に対し、想定されるリスクへの認識等をアンケート調査
- ・認証評価機関及び法科大学院を実地調査し、不適格事項の改善状況、各認証評価機関間の評価のバラツキ等の改善状況を把握・分析
- ・法務省、文科省、法科大学院等を実地調査し、左記3事項に対する取組状況と現状認識を把握・分析
- ・法科大学院教官や受験予備校教師に、法科大学院の教育と司法試験の連携確保や、司法試験の合格基準や合格者の決定方法についての認識をインタビュー（アンケート）調査
- ・文科省及び法科大学院を実地調査し、法科大学院の教育と司法修習との連携確保のための措置状況を把握・分析。また、最高裁判所に必要な資料の提出について協力依頼
- ・司法修習修了者に、司法修習と法科大学院の教育との連携についてインタビュー調査
- ・法科大学院等を実地調査し、新司法試験不合格者に対するケア等の対策の実施の有無と内容、その必要性等に係る認識を把握・分析。
- ・法科大学院研究生等（新司法試験不合格者）にインタビュー調査（法科大学院に推薦依頼）

資 料 編

目 次

資料 1	「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会」の開催について・・・	1
資料 2	「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会」検討経過・・・	3
資料 3	法曹人口の拡大及び法曹養成制度に関する数値目標の達成状況・・・	4
資料 4	法曹人口の推移・・・	5
資料 5	旧司法試験出願者数及び法科大学院適性試験志願者数の推移・・・	6
資料 6	法科大学院の定員及び入学者数等の推移・・・	7
資料 7	法科大学院別入学者選抜実施状況・・・	8
資料 8	新司法試験の合格状況（平成 18 年～22 年）・・・	10
資料 9	平成 22 年新司法試験法科大学院別合格者数等・・・	11
資料 10	新規修了者の（法学既修者・法学未修者別）新司法試験合格率等の推移・・・	12
資料 11	司法試験合格者に占める非法学部出身者及び法学部出身者の人数・割合の推移・・・	13
資料 12	法科大学院修了者の新司法試験受験者数・合格者数・資格喪失者数の推移・・・	14
資料 13	法科大学院における専任教員の状況（平成 20 年 4 月 1 日現在）・・・	15
資料 14	法科大学院への実務家教員派遣状況（派遣法による派遣実績）・・・	16
資料 15	法科大学院の認証評価について・・・	17
資料 16	新司法試験受験者数に占める新規修了者数の割合の推移・・・	18
資料 17	法科大学院修了者の新司法試験の受験状況・・・	19
資料 18	新司法試験の最終合格点の推移・・・	20
資料 19	平成 22 年新司法試験の合格者と不合格者の得点状況・・・	21
資料 20	裁判所法の改正に関する件（平成 22 年 11 月 24 日衆議院法務委員会決議）・・・	22
資料 21	ヒアリング対象者の主な意見等・・・	23

「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会」の開催について

1 目的

本研究会は、「行政評価等プログラム」（平成 22 年 4 月）において平成 22 年度テーマとしている「法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政策評価」について、法務省及び文部科学省の法曹養成制度に関する検討状況を踏まえつつ、法科大学院（法曹養成制度）の在り方をめぐるこれまでの経緯や各方面の指摘・課題等を把握・分析し、本テーマの調査・評価の在り方、方法等を検討するため、有識者等の参加を得て開催する。

2 調査・検討事項

- (1) 法科大学院（法曹養成制度）の在り方に関するこれまでの検討経緯
- (2) 関係府省における法科大学院（法曹養成制度）の改善方策の実施状況
- (3) 関係方面における法科大学院（法曹養成制度）の検討状況
- (4) 本テーマの調査・評価の在り方、方法 等

3 開催方法

本研究会は、総務大臣政務官（政策評価担当）が主宰する。
平成 22 年 5 月以降、毎月 1 回程度開催し、12 月を目途に取りまとめを行う。

4 構成員

本研究会の構成員は、別紙の者とし、必要に応じて追加・変更を行うものとする。

5 庶務

本研究会の庶務は、総務省行政評価局が行う。

別紙

「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会」構成員

(五十音順、敬称略)

氏名	現職
えがわ しょうこ 江川 紹子	ジャーナリスト
ごうはら のぶお ○郷原 信郎	名城大学教授・コンプライアンス研究センター長 弁護士
コリン P. A. ジョーンズ	同志社大学法科大学院教授
さくらい けいこ 櫻井 敬子	学習院大学法学部教授
たにふじ えつし ◎谷藤 悦史	早稲田大学政治経済学術院教授
みかみ とおる 三上 徹	株式会社三井住友銀行法務部長
やまだ まさひろ 山田 昌弘	中央大学文学部教授

◎：座長、○：座長代理

「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会」検討経過

開催日	議 事
第1回 平成22年5月31日	意見交換 ○ 座長・座長代理の選任 ○ 研究会の検討事項、検討スケジュール等について
第2回 平成22年7月7日	ヒアリング ○ 法務省及び文部科学省の「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」の検討結果等について
第3回 平成22年8月10日	意見交換 ○ 「法曹人口の拡大と法曹養成制度の改革」に関するこれまでの検討経緯と関係府省における改善方策の実施状況について
第4回 平成22年9月10日	意見交換 ○ 「法曹人口の拡大と法曹養成制度の改革」に関するこれまでの検討経緯等について ヒアリング ○ 大宮法科大学院大学教授・弁護士 久保利英明 ○ 伊藤塾塾長・弁護士 伊藤真
第5回 平成22年11月2日	ヒアリング ○ 法科大学院在学生 ○ 新司法試験合格者等
第6回 平成22年11月9日	ヒアリング (新たな法曹養成制度を経た弁護士等) ○ 日吉由美子弁護士 ○ 廣澤努弁護士 ○ 小澤裕史金融庁職員 (法科大学院教官) ○ 中央大学法科大学院教授 安念潤司 ○ 日本大学法科大学院教授 松村雅生
第7回 平成22年12月1日	意見交換 ○ 総務省が行う政策評価の在り方、方法等について ○ 研究会の検討結果の取りまとめ案について
第8回 平成22年12月14日	意見交換 ○ 総務省が行う政策評価の在り方、方法等について ○ 研究会の検討結果の取りまとめ案について

法曹人口の拡大及び法曹養成制度に関する数値目標の達成状況

(単位：人、%)

区分	数値目標	実績等								
		平成 14	15	16	17	18	19	20	21	22
法曹人口	法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成 22 年ころには司法試験の合格者数を年間 <u>3,000 人</u> 程度とすることを旨とする。 (司法制度改革推進計画 (H14. 3. 19 閣議決定))	1,183	1,170	1,483	1,464	1,558 (1,009)	2,099 (1,851)	2,209 (2,065)	2,135 (2,043)	2,133 (2,074)
	現行司法試験の合格者数を、平成 14 年に 1,200 人程度に、平成 16 年に 1,500 人程度に増加させることとし、所要の措置を講ずる。(司法制度改革推進計画 (H14. 3. 19 閣議決定))	<u>1,183</u>	1,170	<u>1,483</u>	1,464	549	248	144	92	59
法科大学院	法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度(例えば約 <u>7～8 割</u>)の者が新司法試験に合格できるよう努める。 その際、新司法試験は、資格試験であって競争試験ではないことに留意し、司法修習を経れば、法曹としての活動を始めることができる程度の知識、思考力、分析力、表現力等の資質を備えているかどうかを判定する試験として実施し、既に実施された試験については、このような観点からの検証を行った上でその結果を速やかに公表する。 (規制改革推進のための 3 か年計画 (改定) (H20. 3. 25 閣議決定)) (規制改革推進のための 3 か年計画 (再改定) (H21. 3. 31 閣議決定))	/	/	/	合格率 (合格者/受験者×100)					
					48.3	40.2	33.0	27.6	25.4	
					○修了者に占める合格者の割合 (人数) 17 年度修了者：69.8% (1,518 人/2,176 人) 18 年度修了者：49.1% (2,167 人/4,415 人)					
					○受験資格喪失者数：1,737 人 17 年度修了者 429 人、18 年度修了者 729 人、 19 年度修了者 536 人、20 年度修了者 43 人					
法科大学院	法科大学院は、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が <u>3 割以上</u> となるよう努めるものとする。 (平成 15 年文部科学省告示第 53 号 (専門職大学院に関し必要な事項について定める件))	/	/	法学部以外の学部出身者の割合						
				34.5	29.9	28.3	26.1	26.1	25.3	21.1
				社会人の割合						
法科大学院	専攻ごとに置くものとされる専任教員の数のおおむね <u>2 割以上</u> は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。 (平成 15 年文部科学省告示第 53 号 (専門職大学院に関し必要な事項について定める件))	/	/	基準専任教員数に対する実務家教員の割合 (実務家教員数/基準専任教員数×100)						
				不明	不明	不明	不明	43.6	不明	43.4

(注) 1 総務省の調査結果による。

2 「法曹人口」欄上段の () は、新司法試験の合格者数を示す。

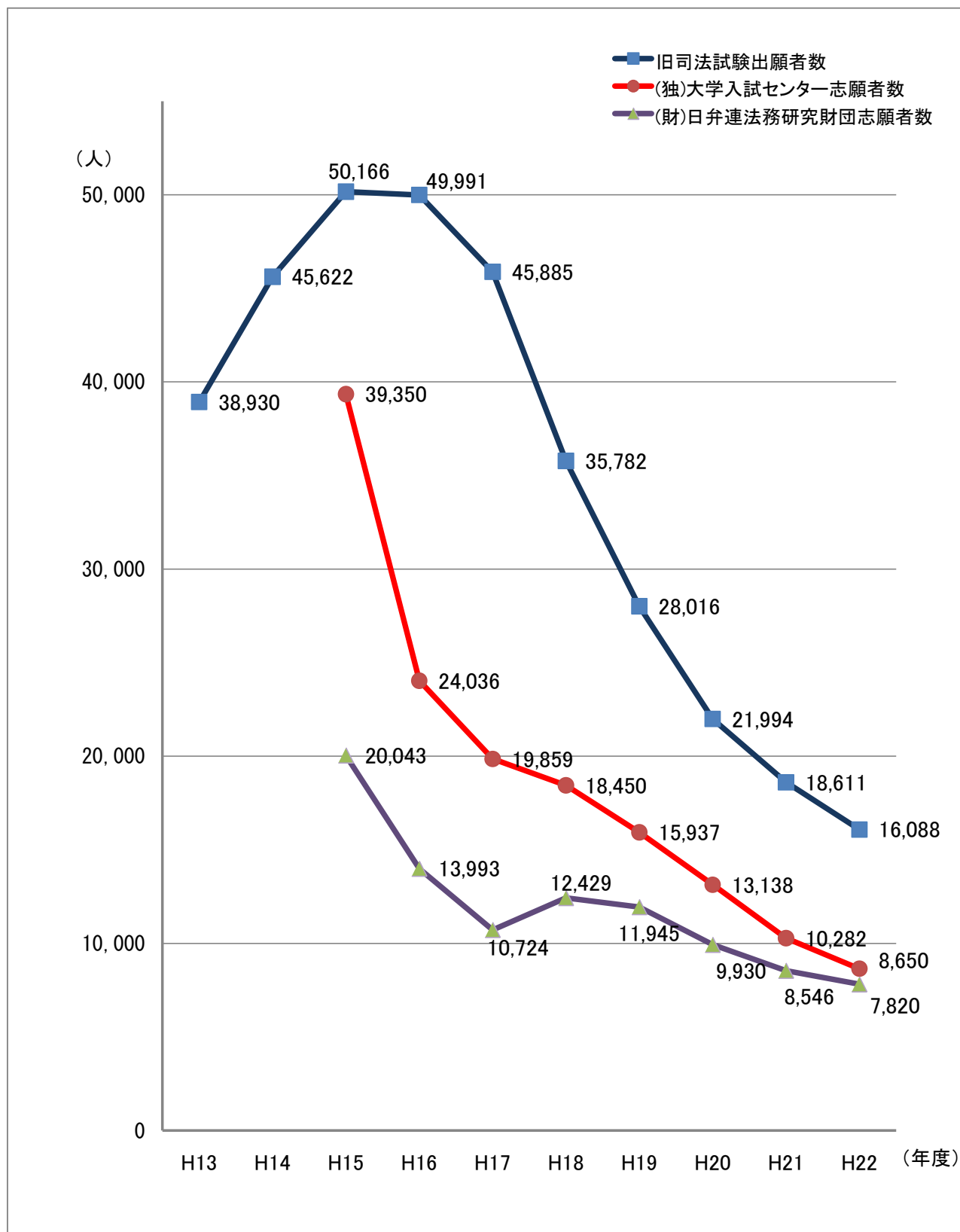
法曹人口の推移

(単位:人)

	平成16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
裁判官数	2,385	2,460	2,535	2,610	2,685	2,760	2,805
検察官数	1,563	1,627	1,648	1,667	1,739	1,779	1,806
弁護士数	20,240	21,205	22,056	23,154	25,062	26,958	28,828
合計	24,188	25,292	26,239	27,431	29,486	31,497	33,439

- (注) 1 弁護士白書2010年版を基に総務省行政評価局が作成した。
 2 裁判官数は、簡易裁判所判事を除く各年の4月現在のもの。
 3 検察官数は、副検事を除く各年3月末日現在のもの。
 4 弁護士数は、正会員数で各年4月1日現在のもの。

旧司法試験出願者数及び法科大学院適性試験志願者数の推移



- (注)1 法務省及び法曹養成制度に関する検討WT等の資料を基に、総務省行政評価局が作成した。
 2 法科大学院適性試験志願者には、(独)大学入試センターと(財)日弁連法務研究財団の双方に志願する者もいることに留意する必要がある。なお、志願者の実数は不明である。

法科大学院の定員及び入学者数等の推移

(単位:校、人、倍、%)

区 分	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
法科大学院数	68	74	74	74	74	74	74
入学定員	5,590	5,825	5,825	5,825	5,795	5,765	4,909
募集人員 ①	5,590	5,825	5,815	5,815	5,785	5,755	4,904
入学志願者数 ②	72,800	41,756	40,341	45,207	39,555	29,714	24,014
志願倍率(②/①)	13.0	7.2	6.9	7.8	6.8	5.2	4.9
受験者数 ③	40,810	30,310	29,592	31,080	31,181	25,857	21,319
合格者数 ④	9,171	9,681	10,006	9,877	9,564	9,186	7,765
競争倍率(③/④)	4.45	3.13	2.96	3.15	3.26	2.81	2.75
入学者数 ⑤	5,767	5,544	5,784	5,713	5,397	4,844	4,122
既修者コース入学者数	2,350	2,063	2,179	2,169	2,066	2,021	1,923
未修者コース入学者数	3,417	3,481	3,605	3,544	3,331	2,823	2,199
社会人入学者数 ⑥	2,792	2,091	1,925	1,834	1,609	1,298	993
社会人入学者の割合(⑥/⑤)	48.4	37.7	33.3	32.1	29.8	26.8	24.1

(注) 文部科学省の資料を基に総務省行政評価局が作成した。

法科大学院別入学者選抜実施状況

(単位:%、人、倍)

法科大学院 (設置大学名)	H21年 新司法 試験 合格率	募集人員		志願者数		受験者数		合格者数		入学者数		競争倍率		H22年 定員 充足 率
		H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21	
愛知学院大学	15.4	30	35	31	49	31	36	23	30	10	16	1.35	1.20	33.3
愛知大学	48.8	40	40	134	157	123	152	66	71	35	28	1.86	2.14	87.5
青山学院大学	9.0	50	60	390	258	274	239	106	73	29	33	2.58	3.27	58.0
大阪学院大学	5.6	45	50	43	91	40	89	26	75	11	33	1.54	1.19	24.4
大阪市立大学	25.0	60	75	491	565	410	429	130	120	54	74	3.15	3.58	90.0
大阪大学	33.5	80	100	690	776	663	727	180	231	82	99	3.68	3.15	102.5
大宮法科大学院	14.8	70	100	126	125	122	123	76	79	43	47	1.61	1.56	61.4
岡山大学	25.0	45	60	116	129	106	114	52	81	37	51	2.04	1.41	82.2
香川大学	7.1	20	30	47	73	39	67	36	44	18	15	1.08	1.52	90.0
学習院大学	24.4	50	65	488	642	488	370	88	94	51	49	5.55	3.94	102.0
鹿児島大学	5.7	15	30	33	51	32	42	16	27	9	14	2.00	1.56	60.0
神奈川大学	6.7	35	50	78	149	63	117	34	53	17	20	1.85	2.21	48.6
金沢大学	22.4	25	40	87	121	76	84	38	50	16	19	2.00	1.68	64.0
関西大学	16.9	130	130	485	816	385	660	230	335	101	128	1.67	1.97	77.7
関西学院大学	19.4	125	125	449	658	361	435	192	274	81	135	1.88	1.59	64.8
関東学院大学	12.5	30	30	44	93	44	78	39	53	16	16	1.13	1.47	53.3
九州大学	26.4	80	100	280	354	251	354	97	116	83	99	2.59	3.05	103.8
京都産業大学	2.0	40	60	56	112	53	102	34	67	7	19	1.56	1.52	17.5
京都大学	50.3	160	200	682	796	623	717	172	213	166	206	3.62	3.37	103.8
近畿大学	18.0	40	60	92	113	76	78	52	58	22	23	1.46	1.34	55.0
熊本大学	15.6	22	30	82	98	76	91	37	54	19	35	2.05	1.69	86.4
久留米大学	10.0	30	40	47	65	47	60	32	44	15	17	1.47	1.36	50.0
慶應義塾大学	46.4	260	260	1743	1737	1609	1623	475	497	235	248	3.39	3.27	90.4
甲南大学	18.3	50	60	203	362	182	331	129	190	36	49	1.41	1.74	72.0
神戸学院大学	10.7	35	60	64	70	61	69	35	53	8	30	1.74	1.30	22.9
神戸大学	49.0	80	100	888	948	839	905	194	218	83	97	4.32	4.15	103.8
國學院大学	10.9	40	50	59	159	50	138	37	66	25	31	1.35	2.09	62.5
駒澤大学	10.4	50	50	74	165	70	154	47	76	28	33	1.49	2.03	56.0
静岡大学	11.1	20	30	48	75	44	63	26	36	13	23	1.69	1.75	65.0
島根大学	4.3	20	30	19	49	16	47	12	27	11	18	1.33	1.74	55.0
首都大学東京	39.1	65	65	715	888	565	724	76	87	63	63	7.43	8.32	96.9
上智大学	27.8	100	100	969	1392	851	1098	214	202	95	109	3.98	5.44	95.0
信州大学	15.4	18	30	44	75	41	73	34	39	17	17	1.21	1.87	94.4
駿河台大学	5.0	48	60	88	172	75	136	57	101	32	61	1.32	1.35	66.7
成蹊大学	20.6	50	50	279	467	254	432	74	97	41	52	3.43	4.45	82.0
西南学院大学	14.9	35	50	118	142	111	131	69	114	33	36	1.61	1.15	94.3
専修大学	20.5	60	60	311	442	279	369	113	104	61	47	2.47	3.55	101.7
創価大学	15.8	35	50	136	222	133	222	55	63	32	41	2.42	3.52	91.4
大東文化大学	7.0	40	50	82	113	74	94	64	76	27	41	1.16	1.24	67.5
千葉大学	37.5	40	50	419	725	360	604	73	71	41	41	4.93	8.51	102.5
中央大学	43.4	300	300	2519	2743	2432	2616	618	591	271	291	3.94	4.43	90.3
中京大学	15.8	30	30	79	135	75	128	52	78	10	23	1.44	1.64	33.3

法科大学院 (設置大学名)	H21年 新司法 試験 合格率	募集人員		志願者数		受験者数		合格者数		入学者数		競争倍率		H22年 定員 充足 率
		H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21	
筑波大学	8.8	36	40	216	278	204	268	45	48	36	40	4.53	5.58	100.0
桐蔭横浜大学	12.9	60	70	95	167	94	163	54	90	41	53	1.74	1.81	68.3
東海大学	6.0	40	50	43	98	23	55	17	45	5	21	1.35	1.22	12.5
東京大学	55.5	240	300	954	914	900	856	238	278	229	274	3.78	3.08	95.4
同志社大学	19.1	120	150	558	778	461	647	302	342	114	136	1.53	1.89	95.0
東北学院大学	12.1	30	50	39	53	37	52	23	34	14	18	1.61	1.53	46.7
東北大学	19.5	80	100	274	449	215	347	94	132	79	102	2.29	2.63	98.8
東洋大学	7.1	40	50	53	154	40	119	19	60	9	30	2.11	1.98	22.5
獨協大学	7.6	40	50	59	121	52	109	42	75	16	40	1.24	1.45	40.0
名古屋大学	33.3	70	80	526	357	467	283	89	96	65	91	5.25	2.95	92.9
南山大学	30.5	50	50	172	236	129	185	83	97	27	36	1.55	1.91	54.0
新潟大学	17.3	35	60	71	130	66	121	36	66	22	29	1.83	1.83	62.9
日本大学	13.1	100	100	390	449	279	373	161	203	95	105	1.73	1.84	95.0
白鷗大学	16.7	25	30	28	50	24	43	14	31	10	16	1.71	1.39	40.0
一橋大学	62.9	85	100	579	600	484	470	92	105	88	103	5.26	4.48	103.5
姫路獨協大学	7.7	20	30	4	23	4	15	0	8	0	5	-	1.88	0.0
広島修道大学	12.8	30	50	41	46	38	46	34	40	23	27	1.12	1.15	76.7
広島大学	25.0	48	60	179	176	142	153	75	92	44	58	1.89	1.66	91.7
福岡大学	18.4	30	30	90	118	80	107	68	78	22	31	1.18	1.37	73.3
法政大学	18.1	100	100	506	507	333	362	129	142	74	87	2.58	2.55	74.0
北海学園大学	29.2	30	30	58	64	58	62	28	32	19	20	2.07	1.94	63.3
北海道大学	40.4	80	100	384	464	341	413	101	132	76	93	3.38	3.13	95.0
明治学院大学	11.7	60	80	166	256	141	224	104	138	48	57	1.36	1.62	80.0
明治大学	31.0	170	200	1207	1988	1116	1892	514	499	296	175	2.17	3.79	174.1
名城大学	18.9	40	50	89	120	73	104	53	67	37	50	1.38	1.55	92.5
山梨学院大学	26.1	35	40	72	112	69	110	30	33	19	21	2.30	3.33	54.3
横浜国立大学	25.3	40	50	248	377	210	310	53	59	42	50	3.96	5.25	105.0
立教大学	22.3	70	70	555	590	398	391	112	104	67	75	3.55	3.76	95.7
立命館大学	24.7	150	150	632	731	521	602	290	313	133	139	1.80	1.92	88.7
琉球大学	10.0	22	30	47	98	38	84	28	38	21	29	1.36	2.21	95.5
龍谷大学	10.4	30	60	65	161	52	128	49	77	10	31	1.06	1.66	33.3
早稲田大学	32.6	300	300	1786	1677	1726	1642	578	604	257	275	2.99	2.72	85.7
総計	27.6	4904	5755	24014	29714	21319	25857	7765	9186	4122	4844	2.75	2.81	84.1

- (注)1 文部科学省資料を基に総務省行政評価局が作成した。
2 平成22年度入学者選抜において、競争倍率2倍未満の院には網掛けを付した。
3 姫路獨協大学は、平成22年度入学者選抜において合格者がいなかったため、競争倍率は算出していない。
4 「H22年定員充足率」は入学者数(H22)を募集人員(H22)で除した割合である。

新司法試験の合格状況（平成 18 年～22 年）

（単位：人、％）

区 分	平成 18 年	19 年	20 年	21 年	22 年
出願者	2,137	5,401	7,842	9,734	11,127
既修者コース	2,137	2,884	3,449	3,781	4,020
未修者コース		2,517	4,393	5,953	7,107
受験者（①）	2,091	4,607	6,261	7,392	8,163
既修者コース	2,091	2,641	3,002	3,274	3,355
未修者コース		1,966	3,259	4,118	4,808
合格者（②）	1,009	1,851	2,065	2,043	2,074
既修者コース	1,009	1,215	1,331	1,266	1,242
未修者コース		636	734	777	832
合格率（②/①）	48.3	40.2	33.0	27.6	25.4
既修者コース	48.3	46.0	44.3	38.7	37.0
未修者コース		32.3	22.5	18.9	17.3

（注）法務省の資料を基に総務省行政評価局が作成した。

平成22年新司法試験法科大学院別合格者数等

(単位:人、%)

法科大学院名	受験者数	最終合格者数	合格率
愛知学院大法科大学院	34	3	8.8
愛知大法科大学院	44	14	31.8
青山学院大法科大学院	83	3	3.6
大阪学院大法科大学院	55	3	5.5
大阪市立大法科大学院	119	31	26.1
大阪大法科大学院	180	70	38.9
大宮法科大学院大学	118	12	10.2
岡山大法科大学院	53	8	15.1
香川大法科大学院	52	10	19.2
学習院大法科大学院	94	19	20.2
鹿児島大法科大学院	31	0	0.0
神奈川大法科大学院	53	8	15.1
金沢大法科大学院	54	17	31.5
関西大法科大学院	220	32	14.5
関西学院大法科大学院	182	37	20.3
関東学院大法科大学院	55	3	5.5
九州大法科大学院	175	46	26.3
京都産業大法科大学院	74	4	5.4
京都大法科大学院	277	135	48.7
近畿大法科大学院	57	8	14.0
熊本大法科大学院	34	7	20.6
久留米大法科大学院	51	6	11.8
慶應義塾大法科大学院	355	179	50.4
甲南大法科大学院	110	11	10.0
神戸学院大法科大学院	39	4	10.3
神戸大法科大学院	144	49	34.0
國學院大法科大学院	68	5	7.4
駒澤大法科大学院	68	9	13.2
静岡大法科大学院	37	6	16.2
島根大法科大学院	29	3	10.3
首都大東京法科大学院	101	30	29.7
上智大法科大学院	168	33	19.6
信州大法科大学院	41	5	12.2
駿河台大法科大学院	92	7	7.6
成蹊大法科大学院	93	11	11.8
西南学院大法科大学院	72	8	11.1
専修大法科大学院	97	19	19.6
創価大法科大学院	92	18	19.6
大東文化大法科大学院	47	2	4.3
千葉大法科大学院	69	30	43.5
中央大法科大学院	439	189	43.1
中京大法科大学院	42	6	14.3
筑波大法科大学院	43	11	25.6
桐蔭横浜大法科大学院	83	6	7.2
東海大法科大学院	55	2	3.6
東京大法科大学院	411	201	48.9
同志社大法科大学院	262	55	21.0
東北学院大法科大学院	39	2	5.1
東北大法科大学院	159	58	36.5
東洋大法科大学院	77	7	9.1
獨協大法科大学院	81	3	3.7
名古屋大法科大学院	139	49	35.3
南山大法科大学院	73	10	13.7
新潟大法科大学院	82	9	11.0
日本大法科大学院	163	21	12.9
白鷗大法科大学院	35	2	5.7
一橋大法科大学院	138	69	50.0
姫路獨協大法科大学院	30	0	0.0
広島修道大法科大学院	60	7	11.7
広島大法科大学院	77	16	20.8
福岡大法科大学院	36	8	22.2
法政大法科大学院	165	24	14.5
北海学園大法科大学院	31	3	9.7
北海道大法科大学院	144	62	43.1
明治学院大法科大学院	87	9	10.3
明治大法科大学院	335	85	25.4
名城大法科大学院	50	10	20.0
山梨学院大法科大学院	51	14	27.5
横浜国立大法科大学院	89	17	19.1
立教大法科大学院	116	24	20.7
立命館大法科大学院	249	47	18.9
琉球大法科大学院	38	5	13.2
龍谷大法科大学院	70	8	11.4
早稲田大法科大学院	397	130	32.7
総計	8,163	2,074	25.4

(注)1 法務省資料を基に総務省行政評価局が作成した。

2 受験者数には、途中欠席者73人を含む。

新規修了者の(法学既修者・法学未修者別)新司法試験合格率等の推移

(単位:人、%)

試験実施年		平成18年	19年	20年	21年	22年
法学既修者 (コース)	受験者数	2,091	1,738	1,898	1,947	1,769
	合格者数	1,009	819	974	948	820
	合格率	48.3	47.1	51.3	48.7	46.4
法学未修者 (コース)	受験者数	-	1,966	2,079	2,065	1,963
	合格者数	-	636	492	458	413
	合格率	-	32.3	23.7	22.2	21.0

(注) 法務省の資料を基に総務省行政評価局が作成した。

司法試験合格者に占める非法学部出身者及び法学部出身者の人数・割合の推移

(単位：人、%)

区分		旧司法試験					新司法試験				
		平成13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
非法学部 出身者	合格者数	142	151	178	250	263	116	412	447	426	395
	割合	14.3	12.8	15.2	16.9	18.0	11.5	22.3	21.6	20.9	19.0
法学部 出身者	合格者数	848	1,032	992	1,233	1,201	893	1,439	1,618	1,617	1,679
	割合	85.7	87.2	84.8	83.1	82.0	88.5	77.7	78.4	79.1	81.0

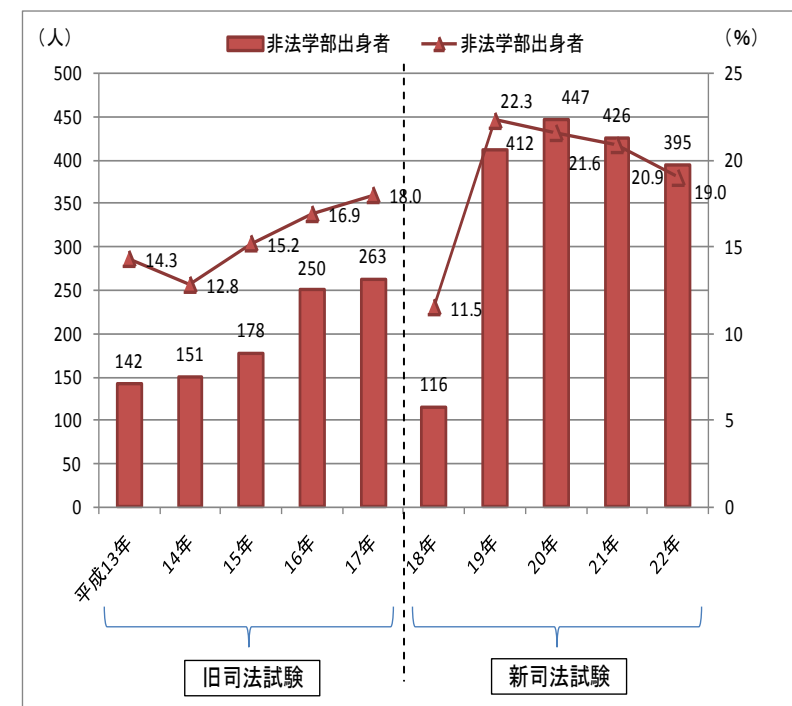
- (注) 1 法務省の資料を基に総務省行政評価局が作成した。
 2 平成18年から22年の間の旧司法試験合格者は除いている。
 3 割合は、全合格者数で除した率である。

(参考) 平成18年以降の新・旧司法試験合格者に占める非法学部出身者の人数・割合

(単位：人、%)

区分		平成18年	19年	20年	21年	22年
新司法試験	合格者数	116	412	447	426	395
	割合	11.5	22.3	21.6	20.9	19.0
旧司法試験	合格者数	99	57	30	25	13
	割合	18.0	23.0	20.8	27.2	22.0
計	合格者数	215	469	477	451	408
	割合	13.8	22.3	21.6	21.1	19.1

(注) 新・旧司法試験の割合は、新・旧司法試験ごとの全合格者数で除した率である。



法科大学院修了者の新司法試験受験者数・合格者数・資格喪失者数の推移

(単位:人、%)

区 分	修了者数	平成18年試験			19年試験			20年試験			21年試験			22年試験			累積者数			
		受験者	合格者	資格喪失者	受験者	合格者	資格喪失者	受験者	合格者	資格喪失者	受験者	合格者	資格喪失者	受験者	合格者	資格喪失者	受験者実数	合格者	資格喪失者	
平成17年度修了者	2,176	2,091	1,009	6	903	396	44	324	99	183	130	8	62	149	6	134	2,122 (100.0)	1,518 (71.5)	429 (20.2)	
18年度修了者	4,415				3,704	1,455	3	1,960	500	55	1,089	168	449	693	44	222	4,241 (100.0)	2,167 (51.1)	729 (17.2)	
19年度修了者	4,910							3,977	1,466	3	2,161	461	58	1,352	234	475	4,632 (100.0)	2,161 (46.7)	536 (11.6)	
20年度修了者	4,979										4,012	1,406	2	2,237	557	41	4,409 (100.0)	1,963 (44.5)	43 (1.0)	
21年度修了者	4,772													3,732	1,233	0	3,732 (100.0)	1,233 (33.0)	0 (0.0)	
																		資格喪失者計		1,737

(注) 1 法務省及び文部科学省の資料を基に総務省行政評価局が作成した。

2 「累積者数」欄の()は、受験者実数を100としたそれぞれの割合である。

3 「修了者数」から「累積の受験者実数」を引いた人数が法科大学院を修了して新司法試験を受験しなかった者の人数である。

法科大学院における専任教員の状況(平成20年4月1日現在)

(単位:人、%)

	入学定員	基準専任教員数	専任教員総数	科目群別				研究者教員・実務家教員別			
				法律基本科目	比率	法律基本科目以外	比率	研究者教員	比率	実務家教員	比率
大規模校計	3,115	623	768	478	62.2	290	37.8	540	70.3	228	29.7
中規模校計	1,165	233	349	235	67.3	114	32.7	232	66.5	117	33.5
小規模校計	1,515	432	604	420	69.5	184	30.5	387	64.1	217	35.9
合計	5,795	1,288	1,721	1,133	65.8	588	34.2	1,159	67.3	562	32.7
大規模校平均	155.8	31.2	38.4	23.9	62.2	14.5	37.8	27.0	70.3	11.4	29.7
中規模校平均	64.7	12.9	19.4	13.1	67.3	6.3	32.7	12.9	66.5	6.5	33.5
小規模校平均	42.1	12.0	16.8	11.7	69.5	5.1	30.5	10.8	64.1	6.0	35.9
全大学平均	78.3	17.4	23.3	15.3	65.8	7.9	34.2	15.7	67.3	7.6	32.7

(注) 1 文部科学省の資料による。

2 大規模校:定員100名以上の大学(20校)

3 中規模校:定員51名以上100名未満の大学(18校)

4 小規模校:定員50名以下の大学(36校)

法科大学院への実務家教員派遣状況(派遣法による派遣実績)

(単位:人)

		平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
裁判官	フルタイム型						
	パートタイム型	34	61	68	71	73	74
	合計	34	61	68	71	73	74
検察官	フルタイム型	10	21	20	21	21	21
	パートタイム型	2	4	11	6	7	10
	合計	12	25	31	27	28	31
一般職の 国家公務員	フルタイム型	3	14	3	0	0	0
	パートタイム型	3	5	8	6	3	5
	合計	6	19	11	6	3	5
合計	フルタイム型	13	35	23	21	21	21
	パートタイム型	39	70	87	83	83	89
	合計	52	105	110	104	104	110

(注)1 最高裁判所、人事院及び法務省の資料を基に総務省行政評価局が作成した。

2 フルタイム型:専ら法科大学院における教授等の業務を行う形態。法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職員の国家公務員の派遣に関する法律第11条第1項に基づく派遣。

3 パートタイム型:本来の職務とともに法科大学院における教授等の業務を行う形態。法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職員の国家公務員の派遣に関する法律第4条第3項に基づく派遣。

法科大学院の認証評価について

制度の概要

- ・ 認証評価機関は、法科大学院の教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について評価（5年以内ごと）を行い、評価基準に適合しているか否かの認定（「適格認定」）を行う。
- ・ 大学等は複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択。

文部科学大臣による認証評価機関の認証

- ・ 認証評価機関として必要な評価の基準・方法・体制等についての一定の基準（認証基準）を、省令により規定。
- ・ 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣に申請の上、中央教育審議会の審議を経て、文部科学大臣より認証を受ける。
- ・ その際、認証評価機関になろうとする者は、当該団体が行う評価基準についても、あらかじめ詳細を明示した上で、審議・認証を受ける。

法科大学院を対象とした認証評価機関

- （財）日弁連法務研究財団（平成16年8月31日認証）
- （独）大学評価・学位授与機構（平成17年1月14日認証）
- （財）大学基準協会（平成19年2月16日認証）

法科大学院の認証評価受審状況

（ ）は不適格となった大学数
平成22年3月29日現在

	日弁連法務 研究財団	大学評価・ 学位授与機構	大学基準 協会	合 計
平成18年度	2 (0)	—	—	2 (0)
平成19年度	11 (1)	9 (4)	2 (0)	22 (5)
平成20年度	14 (6)	16 (2)	14 (9)	44 (17)
平成21年度	1 (0)	3 (1)	2 (1)	7 (2)
合 計	28 (7)	28 (7)	18 (10)	74 (24)

※ 京都産業大学は平成20年度及び平成21年度に受審（上記の表では平成20年度の
評価結果のみ記載）。

新司法試験受験者数に占める新規修了者数の割合の推移

(単位:人、%)

試験実施年	平成18年	19年	20年	21年	22年
新規修了者	2,091 (100.0)	3,704 (80.4)	3,977 (63.5)	4,012 (54.3)	3,732 (45.7)
修了後2年目以降の者 (前年以前の不合格者を含む)	-	903 (19.6)	2,284 (36.5)	3,380 (45.7)	4,431 (54.3)
受験者数	2,091 (100.0)	4,607 (100.0)	6,261 (100.0)	7,392 (100.0)	8,163 (100.0)

(注) 法務省及び文部科学省の資料を基に総務省行政評価局が作成した。

法科大学院修了者の新司法試験の受験状況

(単位:人、%)

修了年度	平成17年	18年	19年	20年	21年
修了者総数	2,176 (100.0)	4,415 (100.0)	4,910 (100.0)	4,979 (100.0)	4,772 (100.0)
翌年度受験者数	2,091 (96.1)	3,704 (83.9)	3,977 (81.0)	4,012 (80.6)	3,732 (78.2)
翌年度非受験者数	85 (3.9)	711 (16.1)	933 (19.0)	967 (19.4)	1,040 (21.8)

(注) 法務省及び文部科学省の資料を基に総務省行政評価局が作成した。

新司法試験の最終合格点の推移

(単位:点、%)

試験実施年	平成18年	19年	20年	21年	22年
最終合格点 (総合評価)	915	925	940	785	775
満点	1750	1750	1750	1575	1575
得点率	52.3	52.9	53.7	49.8	49.2

(注) 法務省の資料を基に総務省行政評価局が作成した。

平成 22 年新司法試験の合格者と不合格者の得点状況

(単位：点、%、人)

合否	得点 (総合点)	得点率	人数 (合格者に占める割合)	割合	備考
新司法試験合格者	1 5 7 5	100.0	0	0.0	満点
	1 1 9 1 ~ 1 1 0 2	75.6~70.0	9 (0.4)	0.1	合格者の最高点と最低点の差は 416 点
	1 1 0 1 ~ 9 4 5	69.9~60.0	2 1 9 (10.6)	2.7	
	9 4 4 ~ 7 8 7	59.9~50.0	1, 6 2 1 (78.2)	19.9	
	7 8 6 ~ 7 7 5	49.9~49.2	2 2 5 (10.8)	2.8	
	合格者計①			2, 0 7 4 (100)	
総合評価対象者のうち不合格となった者	7 7 4 ~ 7 2 4	49.1~46.0	9 3 8	11.5	合格者 3 千人とした場合の合格圏内 合格者の最低点との差は 1 点~51 点
	7 2 3 ~ 6 3 0	45.9~40.0	1, 5 2 9	18.7	
	6 2 8 ~ 4 3 2	39.9~27.4	8 5 8	10.5	
	不合格者計②			3, 3 2 5	40.7
計 (①+②)			5, 3 9 9	66.1	総合評価の対象者数
総合評価の対象外③			3 7 4	4.6	
計 (①+②+③)			5, 7 7 3	70.7	短答式試験合格者数
短答式試験不合格者④			2, 3 9 0	29.3	
受験者総数 (①+②+③+④)			8, 1 6 3	100.0	

(注) 1 「平成 22 年新司法試験の結果」(法務省)を基に、総務省が作成した。

2 「総合評価の対象外」とは、論文式試験を受験したが、最低ライン点(公法系科目 200 点、民事系科目 300 点、刑事系科目 200 点、選択科目 100 点の 25%未満)に達しない科目があるため総合評価の対象外とされたものである。

3 総合評価の合否判定は、短答式試験の素点(350 点満点)を 0.5 倍したもの(175 点)に、論文式の素点(800 点満点)を 1.75 倍したもの(1,400 点)を加算した点数を総合点として算出(総合評価)し、それが 775 点以上の者を合格としている(H22.9.8 司法試験委員会決定)。

平成 22 年 11 月 24 日（衆議院法務委員会決議）

裁判所法の改正に関する件

政府及び最高裁判所は、裁判所法の一部を改正する法律の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 改正後の裁判所法附則第 4 項に規定する日(注)までに、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

(注) 平成 23 年 10 月 31 日

- 2 法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずること。

右決議する。

ヒアリング対象者の主な意見等

- ① 大宮法科大学院大学教授・弁護士 久保利 英明
- ② 中央大学法科大学院教授 安念 潤司
- ③ 日本大学法科大学院教授 松村 雅生
- ④ 伊藤塾塾長・弁護士 伊藤 真
- ⑤ 弁護士 日吉 由美子
- ⑥ 弁護士 廣澤 努
- ⑦ 金融庁職員 小澤 裕史
- ⑧ 新司法試験合格者（社会人）
- ⑨ 新司法試験合格を断念し法曹以外の職に就いた者
- ⑩ 新司法試験合格を断念し法曹以外の職に就いた者
- ⑪ 法科大学院在学生
- ⑫ 法科大学院在学生

法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会レジュメ

平成 22 年 9 月 10 日

大宮法科大学院大学教授・弁護士 久保利 英明

1. 法曹養成制度構築上の根本的欠陥

① 韓国の法科大学院が、i. 司法研修院の廃止、ii. 法科大学院設置大学における法学部の廃止、iii. 修学年限を一律 3 年とし、既修者コースは設置しないというドラスティックな改革を伴ったのに対し、司法制度改革審議会意見が中途半端な制度改革に終わったこと

② 司法制度改革審議会の意見書提出後、検討会は開かれたものの、具体的制度設計が法務省と文科省という既存の司法と教育担当省庁に全面的に任されてしまったため、法科大学院独自の教育システムはないがしろにされ、法学部や法務研究科をベースにした大学院教育に止まった。

また、司法研修所の変革は期間の短縮と実務庁での修習の重視に止まり、訴訟活動を中心とする旧来型の法曹三者の育成が基本とされた。多様な法曹が国民の社会生活上の医師として厚い層として存在するという法科大学院の理念と具体的養成制度が分裂した。

③ このため、i. 法学部と法曹養成教育の分離が図られず、ii. 司法試験問題が従来同様法律知識の確認に主眼が置かれ、iii. 司法研修所の教育内容も裁判官・検察官としては必須でも弁護士としては活動の一部に過ぎない訴訟中心のカリキュラムのままとなり、iv. 企業法務や公務員としての活動など弁護士の職務の新しい展開などについて進展しなかった。

司法制度改革審議会の理念を如何に取り入れるかが、旧来の法曹三者と文科省という従来の延長線上でのみ検討され、新しい法曹の役割や資質を問題にすることなく決定された。

2 法曹養成制度運用上の問題点

① 法科大学院が専門職大学院として位置づけられ、当初設立認可に当たっては大学院の教員資格たる㊦が要求された結果、実務家教員が設置当初基本科目の教員となることが出来ず、結果として研究者教員のみでスタートしたことから、法学部との差異がなくなり、既修者にはもの足りず、未修者には理解しがたいものであったことから、予備校に通う学生が発生した。一般的に言えば実務家教員の方が研究よりも教育に熱意を持ち、学生をクライアントと考える性癖から法科大学院の教員としては適性が高いのではないだろうか。教員の資格認定はもっと緩やかであるべきであった。

② 大半の法科大学院の教育が既修者中心のため、未修者は 1 年間で既修者に追いつくことが求められ消化不良を起こすと共に自信を喪失している。司法試験は法律・判例の記憶力中心の短答式が維持されるなど、他学部出身や社会人経験の利点は考慮されないため、理系や語学系を中心とした未修者の合格率は低率である。このため、未修者の法曹志望者は激減の一途をたどり、法曹の多様性を力説した意見書の要請とは逆の方向へと進んでいる。法曹の多様性を確保するために司法試験の見直

しと、法科大学院の既修者コースの廃止ないしは減少、そして、既修者コースと未修者コースを併設する場合は、2年時からの既修・未修混合クラス編成は禁止されるべきである。

- ③ 司法研修所は訴訟中心の教育機関であるが、訴訟事件についての弁護士不足は必ずしも現実化していない。事件数の推移や裁判官の増員状況を見ても、司法制度改革審議会が要望した毎年3000人の法曹の全てが訴訟活動を専門にする必要はない。訴訟弁護士になろうとするものが習得すれば十分な訴訟技術や高度の訴訟法教育を、全員強制的に、且つ無給で、職務専念義務まで課して実施する合理性はないのではなかろうか。

その意味で司法研修所での修習を任意とする運用も検討されるべきである。

法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会レジュメ

平成 22 年 11 月 9 日

中央大学法科大学院教授 安念潤司

1 自己紹介

2007 年 11 月まで成蹊大学法科大学院

憲法(1 年次生向け、4 単位)

公法総合(3 年次生向け、4 単位)

2007 年 12 月から中央大学法科大学院

公法総合Ⅱ(2 年次生向け、1 単位分)

公法総合Ⅲ(2 年次生向け、2 単位)

非常勤として

知的財産法基礎(政策研究大学院大学 知財プログラム)

行政手続法(東京理科大学 知財専門職大学院 2008 年度まで)

2 心掛けていること

- ① 学生の立場を理解する。学生は受験生であり、当面の目標は司法試験の合格以外にはない。
- ② 受験生としてメリットを感じられる授業でなければ意味がない。
- ③ 重要な部分は、口頭だけでなく、「紙」にして渡す。
- ④ 授業に必要な法令・判例は、自分で一度デジタルファイル化し、長大なものは、重要部分を抜粋して渡す。
- ⑤ 他人の論文を単にコピーして渡すことをしない。ましてや、単に参考文献として紹介するだけ、というやり方はしない。
- ⑥ ソクラテック・メソッドを機械的に実行しない。
- ⑦ 求められれば、答案・レポート等の添削を行い、かつ面談する。
- ⑧ 新司法試験の問題等について、具体的な解答例を自分で書く。

3 ロースクールの今後

マクロ経済の状況次第であると思われる。経済的にベシしない仕組みは、いずれにせよ長期的に sustainable ではあり得ない。

日本経済の衰退は、予想したよりもはるかに急であり、賃金水準は、今後一層急速に低下するであろうから、高額な授業料や修学期間の機会費用を負担できる層が縮小していくであろう。

リーガル・サービスは、経済活動の派生需要であり、経済の衰退により減退していくことは避けられない。多大のコストおよびリスクを背負ってローヤーになっても、期待利得は減少していく。

ロースクール制度に導入によって、確実に生じたといえるのは、所得の移転である。

法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会レジュメ

平成 22 年 11 月 9 日

日本大学法科大学院教授 松村雅生

1 指摘される問題点と考え方

(1) 合格率の低迷

- ① 入学定員と司法試験合格者数を対比すると、7～8割合格は不可
- ② 受験対策はするな、合格率は不問→受験対策はするな、合格率は上げろ
- ③ 合格者、不合格者ともに就職難
 - 法曹像の転換による合格者増、就職促進
 - 隣接法律専門職等への進出を含みうる教育カリキュラム

(2) 新司法試験合格者の質の低下

- ① 未修学生に、法曹スタート時点で現行試験コースと同じレベルの法律知識、実務能力を期待することが現実的か。
- ② 3,000人の合格者に、現行試験と同レベルを期待していたのか。
- ③ 法曹となつてからの知識・能力の向上システム、評価システムの構築が必要

(3) 原則であるはずの未修者コースの維持が困難

- ① 合格率の低下・就職が困難→希望者の激減
- ② 法学部温存、既修者コースの認定が遠因
- ③ 科目・問題が多い短答式試験、適性試験がネックか
- ④ 未修者コースが成立しない法科大学院制度の必要性

(4) 法科大学院教育と新司法試験との連携

- ① 目標とする法科大学院教育の達成状況を確認する試験内容になっているか。
 - 試験科目、内容の見直し
 - 競争試験的な状況下では、合格に直結しない授業、勉強へのインセンティブ確保が困難

2 その他の問題点

(1) 予備試験の導入

- ① 新たな矛盾を発生させるもの
 - 合格者が少なければ、スーパーエリート法曹の誕生か
 - 合格者が多ければ、法科大学院制度の崩壊

(2) 隣接法律専門職との関係

弁護士の増大に伴い、実際に担う業務範囲について、税理士、司法書士、行政書士、弁理士等と軋轢を生ずるおそれ

(3) 「理論と実務の架橋」の困難性

研究者教員と実務家教員の連携が容易ではない。

(4) 法科大学院の教員養成の仕組みづくりが、手探り状態

法科大学院コース、法学研究科コースのいずれか、あるいは連携か

(5) 認証評価制度

認証評価により実現を目指すものが、明確でない。

法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会レジュメ

平成 22 年 9 月 10 日

法科大学院をめぐる現状認識

伊藤塾塾長・弁護士 伊藤 真

1 新司法試験の問題の傾向

(1) 短答式問題

256問を330分で解答 (1問あたり平均1分20秒ほど)

それぞれの設問は適切な内容といえる。

しかし、すべての範囲を7科目にわたり、しかも正確に暗記しなければならない。

← 受験生の負担は膨大

(2) 論文式問題

基本的理解を前提に現場で考えさせる問題で良問といえる。

ただ、論点の数が多くて時間との勝負になっているため、考えすぎると失敗する。

2 新司法試験に向けてどのような勉強を行っているか

合格に必要な力

① 徹底した基礎力

② 考える力 (論理的思考力、未知の問題に対処する力)

③ 日本語力 (特に書く力)

これらを地道な泥臭い学習を続けて修得するしかない。

法科大学院では試験対策ができないため、基本的には自学自習または受験指導校を利用。

3 法科大学院の勉強だけで十分であるのか

②に関しては、法科大学院の授業が効果的

入学前に①、②を修得しているかが新司法試験の合否に大きく影響する。

結局、合格しやすい学生を入学させることができたかどうかで合格率の差。

4 旧司法試験と新司法試験の違いは何か

(1) 法科大学院卒業という受験資格制限が、参入障壁となり、多様性を阻害している。

(2) 受験回数制限が受験生を萎縮させている。

5 最後に

法科大学院制度の目的の再確認とその達成度の検証は不可欠と考えます。

以上

法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会レジュメ

平成 22 年 11 月 9 日

弁護士 日吉 由美子

1 新司法試験合格のため工夫したこと (含予備校の利用)

(1) タイムマネジメント — 会社とローとの両立のために —

- ・ 復習より「十分な予習」
- ・ 土日休日の効率的な使い方
- ・ 徹底した時間管理

(2) ロードマップの作成と見直し

- ・ 頭の中に自分だけの「ロードマップ」
- ・ 「法科大学院で教わること」と「自分で身につけること」の峻別
- ・ 独りよがりな勉強を防止するため、ロードマップの見直し

(3) 健康マネジメント

- ・ 十分な睡眠と適切な食事

(4) 予備校の使い方

- ・ 「答練」による客観チェックとアウトプットの習熟

2 法科大学院制度、新司法試験、司法修習に対する感想

(1) 法科大学院の授業内容

- ・ 「法的なものの考え方」を身に付けるために有効である。少なくとも、こうした系統だった教育・指導を行った機関・学校等はない。
- ・ 「条文」「判例」を理解し記憶するのは学生個人の責任、「条文解釈の仕方」「判例の射程の考え方」等を教えるのが法科大学院の役割という「責任分担」を前提とすると、現在の法科大学院のあり方に大きな問題はない。
- ・ むしろ、「実務家養成」という法科大学院の持つ役割について、一部の教員及び学生が確固たる認識を持つまでに至っていないところに問題があると考ええる。

(2) 受験予備校の必要性

- ・ 1 回勝負の試験に備えるために必要な「客観チェック」と「アウトプット習熟」のために存在意義はあると考ええる。

(3) 新司法試験の内容

- ・ 実務においては、「基礎的な知識」を足がかりに、「法的思考」を駆使して、未知の法律や判例等を探し、解釈し、使うことで、未知の問題に取り組むことが毎日の仕事となる。つまり、「基礎的な知識」と「法的思考方法」の両方が身につけていなければ、法曹になっても覚束ないということである。
- ・ 新司法試験は、「短答試験」で「基礎的な知識」の有無をチェックし、「論文試験」で「法的思考」ができるかをチェックするものであり、上述の実務のニーズに沿っている上に、内容的にも総じて良い問題である。
「短答」と「論文」は法曹にとって、言わば車の両輪であり、両方重要である。「純粹未修」の人間を救うために「短答試験」をなくす、または簡略化するという意見があるが、それでは本末転倒である。

(4) 新司法試験の受験回数制限

- ・ 「5年3回」が最善か否かは別にして、自らの適性を考えたり法曹以外の分野に可能性を求めることをせず、結果的に一生を棒に振ることを防止するためにも受験回数制限は必要であると考ええる。

(5) 合格人数について

- ・ 「合格人数論争」は不毛である。見直しにあたっては、むしろ「資格試験」としての本質、すなわち「絶対評価」を出発点として、「どんな試験に対して、どの程度の点数を取ることが合格ラインか」という観点から考えるべきである。

(6) その他

- ・ 「多様な人材を法曹界に」という理念は間違っていない。むしろ、この理念を実現するような「制度設計」になるよう制度を改善すべきである。

① 合格率の低下を危惧して法科大学院への入学人数を減らし、又は法科大学院の数自体を減らし、同時に

② 就職が困難になることを理由に合格人数を減らし、他方で

③ 修習に入るために会社は退職せねばならず、さらに

④ 修習時代の生活費は貸与になる

というのでは、全体を見ると、まるで「法曹界にチャレンジする気を萎えさせるための制度設計」のようで、これでは、縮小再生産への「負のスパイラル」に陥るだけである。

- ・ どの業界でも「優秀な人材の確保」がすべてである。多様な人材が、法曹資格に「チャレンジしたい」と思えるような制度になるように、「入口」のあり方から「出口」の就職問題まで、その間の生活費や奨学金等も含めた、全体の制度設計に責任を持つ組織又は機関が必要であると考ええる。

以上

法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会レジュメ

平成 22 年 11 月 9 日

弁護士(島根県弁護士会) 廣澤 努

1 略歴

- 1994/4 島根県入庁(農協指導・許認可等を担当)
- 1996/4 運輸省出向(沖縄振興, 生活交通の維持確保, 中心市街地活性化等を担当)
- 1999/4 島根県復帰(国際定期航空路線の開設, 外国人観光客誘致等を担当)
- 2004/3 島根県退職
- 2004/4 島根大学大学院法務研究科(山陰法科大学院)入学(2007/3 修了)
- 2009/12 弁護士登録

2 法科大学院に入学した動機

(1) 県職員としての経験

ある外国航空会社から出雲空港に就航する旨の言質を取ったが, 数箇月後に反故にされるなどの苦い経験から, 法的な知識を身に着け, 地域に貢献したいと思うようになった。

(2) 山陰法科大学院の創設

当時, 法科大学院制度の整備と 7~8 割程度の新司法試験合格率が喧伝され, 進学を意識した。しかし, 妻が地元で働いており, 既に子どももあったため, 県外の法科大学院で学べる状況にはなかった。すなわち, 司法制度改革審議会意見書のいう「地域を考慮した全国的な適正配置」により島根に法科大学院が設置されなければ, 私が法曹の道に進むことはありえなかった。

3 新司法試験合格に向けた学修

(1) 法科大学院における学修の状況

- ① 法律基本科目(新司法試験の試験科目が中心)や実務基礎科目にとどまらず, 基礎法学科目, 隣接科目等についても積極的に履修した。
- ② 通学に往復 3 時間程度かかる上, 子どもの世話等もあり, 思うように勉強時間が確保できなかった。結果, 日ごろの勉強は必然的に授業の予習・復習に限られ, 別途自習時間をとることはほぼ不可能であった。
- ③ 勉強は, 教科書や講義資料を繰り返し読むことが中心で, そのほか, 教わっている先生や愛読する教科書を書かれた先生の論文を読むなどしていた。3 年次の終盤, 先生(実務家教員)に勧められ, 勉強の成果をレジュメにまとめてみたところ, 知識の整理に大いに役立った。
- ④ 新司法試験合格のために特別な工夫をしたということはないが, 基本的な事柄を重視したことが有用であったと思われる。

(2) 司法試験予備校の利用

- ① 未修者は, 勉強方法や答案の書き方が分からない。地方小規模校にあっては, 全国的に見た自分の実力も分からない。そこで, 3 年次の秋から予備校の答案練習(短答・論文)を受講した。しかし, 民事・刑事模擬裁判を含む授業との両立ができず, 消化不良に終わってしまった。
- ② 2007 年, 2008 年の新司法試験を受験する直前に, 予備校の模試を受けた。長時間の試験に耐える訓練として有益であり, 短答式試験を解くコツを身に着けることもできた。

4 新司法試験に合格しなかった場合のリスク

設立時の入学定員が想定より増加したため、法科大学院受験を決意する時点において、全修了者の7～8割が新司法試験に合格するのは非常に困難であろうと推測できた。

ただ、司法制度改革審議会意見書の「相当程度（例えば約7～8割）」という記載を信頼していたし、退路を断つ以上は合格するしかないという高揚感も手伝ってか、三振した場合の身の処し方は具体的に考えていなかった。

5 法曹養成制度に対する感想など

(1) 三振制，低い合格率，経済的負担

法科大学院を経て法曹になるまでの経済的負担は過大である。三振の憂き目を見れば、ひとり受験生だけでなく、その家族の将来までも崩壊しかねない。もはや、新司法試験は社会人が退路を断ってまで挑戦する試験ではなくなっている。

三振制を維持する限り、新司法試験の合格率の低さと経済的理由から、法曹志望を断念する人が相当数あるのではないかと懸念している。三振制は、受験生の不安と受け控えを招くのみならず、法曹界に多様な人材を確保する上で大きな障害となっている。同時に、高度な法的知識を有する人材を十分に活用できないという国家的損失をも生じさせている。

そもそも、新司法試験の合格率を7～8割に設定することを前提として三振制が導入されたのであれば、逆に7～8割が不合格となる現状においては、受験回数制限の撤廃を含めて制度を見直す必要がある。

(2) 地方小規模法科大学院の意義

島根大学法文学部出身の旧司法試験合格者は、おそらく数えるほどである。これは、従来、島根県内の法曹志望者のほぼ全員が、高校卒業後、大都市圏の著名な大学に進学していたこと、近隣に司法試験予備校がないことなどが要因であると思われる。

また、県内の社会人が旧司法試験への挑戦を思い立ったとしても、予備校がないために自己流の勉強をせざるを得ず、最終合格の可能性はほとんどなかったであろう。

山陰法科大学院は、過去5回の新司法試験で12名の合格者を輩出した。その中で弁護士登録をした6名のうち4名が山陰両県で弁護士として活動しており、そのうち3名は社会人経験者である。司法修習中（予定者含む）の複数の修了生も地元での就職を希望していると聞く。地方小規模校が、法曹の多様性確保と司法過疎の克服に果たす役割は大きい。

(3) 新司法試験受験会場の適正配置

先生方（とりわけ実務家教員）から、司法試験でも実務でも基本が重要であると頻繁に聞いていたため、受験に当たり、法科大学院での教育内容に照らして不安を覚えることはなかった。

むしろ、新司法試験がアウェー戦であること、つまり、島根から日帰りできる試験地がなく、受験直前に宿泊準備等の雑事を強いられることや、受験会場・ホテルでの孤独感等が意外な難敵となった。

すべての受験生がその実力を遺憾なく発揮できるよう、新司法試験受験会場の適正配置、すなわち大都市圏以外にも試験地を設けることを強く求める。

以上

新司法試験に合格した者の意見等

平成 22 年 11 月 9 日

金融庁職員 小澤裕史

1 司法試験の合格者数

○ 新司法試験のリスク

新司法試験のリスクについてはあまり考えていなかった。勉強の方法を間違わずに、一生懸命勉強をすれば合格できると確信を持っていた。

2 法科大学院

○ 修了者の進路

- ・ 法科大学院修了者にとっては、卒業後の進路として様々な選択肢があったほうがよく、公務員に就職する道も拡張していただければよいと思う。
- ・ また、新司法試験合格者を受け入れる会社や国・地方公共団体にとっても、法律のバックグラウンドをもつ人間を受け入れることによって、その者を活かしてよりよいサービスを提供できるというメリットがあるかもしれない。そこで、一度受け入れていただき、受け入れた者が評価できる人物であれば、徐々に受け入れる人数を拡張していただければよいと思う。

○ 経済的負担

法科大学院生の中には奨学金制度を利用している者が半数ぐらいいて、弁護士として働き始める時点で何百万かの借金を背負うことになるかと嘆いている者もいた。法科大学院の経済的負担は大きいと思う。

○ 新司法試験対策

法科大学院制度に対しては肯定的な意見を持っているが、法科大学院の数が多すぎ、新司法試験に合格する保証はないため、どうしても在学途中から新司法試験が気になり、法科大学院本来の授業がおざなりにされてしまう傾向がある。

3 新司法試験

○ 受験回数制限

新司法試験の受験回数制限は妥当であると思う。5年間で3回受験して合格しなければ、法曹よりも他の道に進もうという気持ちにさせる。合格率維持のためにも妥当であると思う。

新司法試験合格者（社会人）の意見等

平成 22 年 11 月 2 日

匿名希望

1 法曹人口について

新司法試験の合格者数 3,000 人という人数にはこだわらないが、ロースクール修了生の 7、8 割が合格するという当初の目標を達成してほしい。

2 新たな法曹養成制度

○ 社会人にとってのリスクと経済的な負担

周囲の社会人に勧められる制度ではないほど、リスクも経済的な負担も大きい。会社をやめて法科大学院に入学した場合は、3 年間全く働けないことになり、経済的な負担や合格しなかった場合に修了後 4 年目、5 年目まで受験勉強が続くことを考えると、ある程度経済的に満たされている人でないと挑戦することすらできなくなっている。

3 法科大学院

○ 社会人が学びやすいシステム

多様な優秀な人材を法曹に受け入れるのであれば、働きながら学べる夜間コースをもっと作り、その代わり、入学は厳しくして、夜間コースでもしっかり学べば合格するというシステムにしていかないと、結局、法学部卒業の若い人たちが法学部時代から勉強して合格していく試験になり、昔と何も変わらない。

○ 新司法試験対策

新司法試験に合格しないことにはどうにもならないとなると、学生はどうしても基本科目の授業ばかりを受講するようになるし、学校側も合格者数を増やさないと補助金削減と言われると、やはり合格者数を念頭におく現状にあるので、法科大学院の理想と現実が一致していない。

○ 修了者の進路

法科大学院を修了しても世の中で何も評価されない。新司法試験に 3 回不合格となり、また別の法科大学院に再入学した友人もあり、おかしなことだと思う。法科大学院で学んだことが会社できちんと生かしていけるようになれば理想である。

4 新司法試験

○ 受験回数制限

7、8 割が合格することが前提の回数制限であるから、現段階でそれができていない以上、回数制限は撤廃すべきと考える。

新司法試験合格を断念し法曹以外の職に就いた者の意見等

平成 22 年 11 月 2 日

匿名希望

1 司法試験の合格者数

○ 新司法試験のリスク

新司法試験のリスクは、大きかったと思うが、法曹の道がどうしても諦められなかったので、三振した後のことについては、まともに考えていなかった。前宣伝は、「きちんと勉強したら、普通の人なら3年以内には受かる」というものだったので、現在のような低い合格率は1期生の私からすると想像できなかったものだ。ただ、実際の試験問題を見て、きちんとローで勉強すれば3回以内には合格するとは思った。

2 法科大学院

○ 法科大学院の多様なカリキュラム

- ・ 法科大学院生は、現実の合格率の低さに不安感を持つ中で、一見試験の合格には関係ないかに見える科目の勉強を法科大学院ですることによって葛藤がある。今の受験生は、貴重な講演会が用意されても、そんな時間があるなら試験対策に充てる、という感じだ。
- ・ 個人的には、法科大学院において多様なカリキュラムが用意されることは必要であると思うし、実際、私の今の職業からすると、例えばWTO法を勉強しておいたことが非常に役立っている。もちろん、みんながそう思うとは思わないが、多くの学生は、多様な科目を勉強する意義は十分理解しつつも、受験回数制限が理由なのか、低い合格率が理由なのかは分からないが、不安感を持って勉強していることは間違いなく、大変だと思う。

○ 新司法試験対策

- ・ 法科大学院が受験対策を行ってくれたほうが安心はするが、それも形だけの受験対策ではかえって不安になるし、逆に受験対策ばかりのような授業であると、何のために法科大学院に入学したのかとも思う。結局はバランスの問題であるが、少なくとも自分たちの法科大学院は新司法試験に合格させることを真剣に考えてくれていると学生に思わせることが大事だと思う。
- ・ 受験対策は多少必要であるが、予備校にとってかわるようなものにはなり得ない。

○ 修了者の進路

- ・ 新司法試験に3回不合格になった者や友人の話では、新司法試験に合格しないと一切法科大学院に入学した意味がないとどうしても思ってしまうことがつらいと言っている。
- ・ 実際に法科大学院でいろいろなことを学べてよかったとポジティブに思える人はまだしも、仮に受験に「特化」して勉強をして新司法試験に受からなかった場合は、この5年、6年は何であったのかという感じになる。法務博士の学位はあるが、現実にはあまり意味がない。

3 新司法試験

○ 受験回数制限

- ・ 3回の受験回数制限は、このような低い合格率を前提とすると厳しいという印象を受ける。3回続けて受ける人はまれで、途中受け控えする人が多いが、えてして卒業から時間が経てば経つほどロースクールでの「体験」も希薄化し、合格にも必ずしもつながらないことを考えると、人材の社会経済的な損失とも思える。
- ・ 他方、5年で3回受験できることは、それほど合格の見込みがない人でも3回使い切るまで受験したいという一つの区切りがあるとも言え、5年というスパンで見れば、人生転換させるきっかけを作るというシステムが機能しているとも思える。ただ、私のように、3回受験するまでもなく轉身できる人はまれではないか。

新司法試験合格を断念し法曹以外の職に就いた者の意見等

平成 22 年 11 月 2 日

匿名希望

1 新司法試験の合格者数

○ 新司法試験のリスク

新司法試験に合格しなかった場合のリスクは、受かると思っていたのであまり考えていなかった。

○ 合格者数

司法試験 3,000 人の合格枠は、法科大学院に入学したときには達成されないだろうという認識があった。ただし、2,000 人で歩留まりするとは思っていなかったなので、その 2,000 人の枠で、その後の弁護士への就職のことを考えると、1,000 人以内に入らなければ厳しいだろうという認識は常に持っていた。

2 法科大学院

○ 修了者の進路

法科大学院を修了すると法務博士の学位を得るが、それを就職に生かせると考えている人間は 1 人もいない。就職はかなり厳しい。

3 新司法試験

○ 出題内容

- ・ 試験内容は、実際に使う問題、契約書関係の問題はもう見る影もなくなってしまい、事例も薄い問題にどんどん変容しており、実務家を念頭に置いた実務的な出題をするという趣旨からみるといかなものか。
- ・ 例えば今年の子会社法の問題は、設立に関する問題であったが、実務的というよりは、むしろ教室事例のような問題であった。

○ 受験予備校

- ・ 今年の新司法試験に関しては、驚くような問題が多く、行政法や地方自治法がメインに出ており、基本を理解し、それを現場志向で考えるという趣旨であったと思うが、科目にもよるものの、見たことのない問題を出題し、その場の瞬発力のようなものを問う試験になっている。受験予備校が対応できないような問題という意味では成功しているが、果たしてそれがいいのか。
- ・ エビデンスがない状態で暗記が悪い、予備校が悪いと指摘されていたことには違和感があった。予備校に悪い部分は多々あると思うが、よい部分は吸収し、法科大学院や新司法試験の改善に生かしていくべきではないか。

○ 採点基準や模範解答

- ・ 今の新司法試験の問題がほとんど現場（試験会場）で考える、だから、要は覚えてもしようがないというその制度はわかるが、長文を読んで現場（試験会場）で考えるという問題に対応できる法科大学院生がどの程度いるのかということは疑問に思う。一部の天才を除き、一般の能力の人間が努力して法曹界に行くということを考えると、ドングリの背比べの中でどう採点しているのかなということは疑問に思う。

- ・ 採点基準に関しては、ヒアリングで丁寧に開示する考査委員もいるが、できが悪いとか、合格答案でも参考にすべきでないというような否定的な意見が大半を占めており、受験生はどうすればよいのか指針を見出しづらい。

○ 受験回数制限

受験制限を5年、回数ではなく年度スパンで区切るというのは1つのよい方法だと思う。

○ 予備試験

- ・ 法科大学院を修了して新司法試験に不合格となった人にとって予備試験は、現時点では相当考えにくいシステム。3年間ないし2年間法科大学院に通った後、1年かけて予備試験に合格して、法科大学院の修了と同等の資格を得て、その翌年に新司法試験を受けるというシステムは果てしなく遠い。
- ・ 法科大学院は淘汰されつつあるが、上位校でなければ、新司法試験を真剣に目指している人であれば合格するし、そのような学校には奨学金があり、金銭的にも大した負担にならずに、既修者コースは2年間で修了資格が得られるので、2年間無償又は多少経済的な負担をして法科大学院に再入学した方が新司法試験に合格する可能性も高く、費用も安く、新たに一般教養を勉強する必要もなく、リスクが低いというおかしなことになる。したがって、制度設計に疑問がある。

1 新司法試験の合格者数

○ 新司法試験のリスク

合格率の高い法科大学院に入学すれば、それなりに新司法試験に合格する可能性が高いと考え、それで法科大学院を受験した。3,000 人という人数よりは法科大学院ごとの合格率を意識していた。新司法試験に合格しなかった場合のリスクについては、新司法試験を受験するのと同じ年に公務員試験を受けて、官公庁への就職を考えている。入学する前は、法曹も視野に入れていたが、今は公務員が第 1 志望。

2 法科大学院

○ 新司法試験対策

1 年生のときはすべて必修科目で、司法試験に出題される科目を学ぶことが多かった。1 年生のときは講義形式で行っていた授業が、2 年以降は、すべて双方向型の演習形式になった。事前に事例形式の課題が出され、それについて授業で検討するという形になっており、毎回その事例に沿った形で答案を書くようにすれば、そのまま試験対策になる印象。必修科目以外の選択科目が全体の 30% ぐらいを占める。なるべく試験に関係のありそうな科目を選択。

○ 答案練習

法科大学院で新司法試験の答案の書き方を教えることはタブーになっているが、これはぜひ解禁してほしい。新司法試験に合格するためというより、実務家として文書を作成する能力の養成が必要。

3 新司法試験

○ 試験日程

新司法試験については、民間企業に勤めている人とか、公務員として働き始めた人など社会人が働きながら受験しやすい日程にしてほしい。そうすれば、法科大学院にいる間に就活をして、修了した後、働きながら受験できるので、社会人経験ゼロで浪人し続けるリスクを減らせると思う。

○ 試験から合格発表までの期間

新司法試験から合格発表までの期間については、法曹を目指す人にとっては皆条件が同じなので特にデメリットにはならないと思う。修習や再受験に向けて勉強したり、弁護士事務所を回ったりしており、良い過ごし方が出来ているような印象。公務員併願者にとっては、新司法試験から合格発表までの間に官庁訪問ができるので、ちょうどいい。民間企業の採用はほとんど終わってしまっているため、民間企業への就職活動を並行している人にはやや不利かもしれない。

○ 経済負担

親からの援助を受けており、今は経済面で苦勞していない。確実に返せるかわからないので奨学金は借りなかった。

1 司法試験の合格者数

○ 新司法試験のリスク

- ・ 合格しなかった場合のリスクを今は考えておらず、司法試験に受かることだけを考えて毎日勉強している。
- ・ 法曹の数が足りないと従来から言われていたが、実務家が受け入れられる人数はある程度決まっていたので、いきなり 3,000 人は多過ぎて、1,500 人～2,000 人でしばらく推移した後に徐々に合格人数が上がっていくだろうと思っていた。まだ合格者数 3,000 人に達していないが、合格人数自体にはあまり意識はなかったので、上位 3,000 番に入れば合格できると思って法科大学院に入学したわけではない。
- ・ 各法科大学院の合格率が下がってきているので、法科大学院では本腰を入れて勉強しないといけないという雰囲気が見られる一方で、学部からそのまま進学した者の中には試験の現実感がやや希薄なものも多数見受けられる。職業を持つ社会人は、合格するしかないという覚悟を決めているせいから学部からそのまま進学した者よりも必死。

2 法科大学院

○ 法科大学院の入学者数

法曹の実務家が何を法科大学院の修了生に求めているかにもよるが、新司法試験の合格率の低さという面から考えると、法科大学院の入学定員が多いので、法科大学院に入る前の段階である程度人数を絞る制度のほうが好ましいのではないかと感じる。法科大学院を修了した後も司法試験に落ち続けて道に迷っている人を多く見たり聞いたりしているので、早いうちから何らかの形で選抜する制度のほうがよい。

○ 教育内容

法学部の学生のおときは司法試験用の授業ではなく、教養としての法学や法律の基礎理論・概念、学問としての法学を学ぶというスタンスであったので、法科大学院に入るメリットは、本当に実務家としての法律の知識・技術を習得していくことにある。法科大学院は、新司法試験に向けた答案練習もさることながら、文章そのものの書き方だったり、思考能力を鍛える実践的な時間であったり、授業もいくつかあればよい。

○ 情報の公開・提供

法科大学院の現状や修了生の進路の情報が公開されていれば、大学生が進路を決定する際の判断材料になる。学部生の就活が始まる 3 年次に進路について迷っている学生が多いと思うので、就活セミナー等の際に、法科大学院の状況がわかるような情報が提供される仕組みになっていけばよい。

3 新司法試験

○ 旧司法試験と新司法試験

旧司法試験は、働きながら、あるいは大学時代から受けられる制度というメリットがあった。一方、新司法試験は、実務家に指導していただくので、法科大学院修了後にスムーズに修習なり実務に入っていけるというメリットがあるので、どちらにも一長一短。

○ 試験の内容

新司法試験は、かなりの分量であることは間違いないが、旧司法試験も多くの論点や争点・学説等を覚え、論証していかなければならないことからすると、新旧の試験は試験の性質の違いはあるものの勉強の分量そのものには違いはないように思われる。また、新司法試験は旧司法試験時代よりは、思考能力、理解力、表現力の方が問われているので、同じ試験であるとは考えていない。